

# 東洋文庫蔵手抄本『宋会要』食貨三八 市舶について

土肥 祐子

## はじめに

東洋文庫には、「手抄本『宋会要』巻二二八 食貨三八 市舶」一帙、一冊、不分卷、横一八センチ、縦二七・六センチ、和綴、三八葉、書架番号Ⅱ—15—A—16という冊子本がある（写真1）。これは、宋代に編纂された『宋会要』という書物の中に食貨門という分類があり、その三八番目に市舶（海外貿易に関する記述）に関する資料があり、それを手で書き写したものである。この資料は非常に貴重な文献である。この東洋文庫蔵手抄本『宋会要』巻二二八 食貨三八市舶（以下、文庫本食貨市舶と略称）の入手の由来は、藤田豊八博士が大正五（一九一六）年に羅振玉氏を通じて劉承幹氏より借抄したものである。これまで『宋会要』は、抜書きはある（『粵海関志』）にせよ、『宋会要』を資料として公表したのはこれがはじめてである。藤田氏の『宋会要』市舶に刺激をうけた東洋文庫では、『宋会要』の内容を知るべく昭和四年ごろから五年にかけて、劉承幹が収蔵する『宋会要』の内、食貨門と蕃夷門を上海で書き写させて一般に公開した（Ⅱ—16—A—17）。これは、中国よりも早く、公表されたものである。特に『宋会要』食貨

の研究は東洋文庫を中心として加藤繁氏らによって盛んに進められた。

このように、文庫本食貨市舶は『宋会要』紹介の嚆矢となったが、残念なことに、東洋文庫で書写させた食貨門の中に市舶の項目は入っていない。<sup>(1)</sup>一九三六年（昭和一一）に刊行された『宋会要輯稿』（中国国家図書館）にも食貨門の中に文庫本食貨市舶は除外されている。これは重複資料として外されたのである（後述）。したがって、東洋文庫で編集された『宋会要輯稿』を底本として食貨門に見える人名、地名篇、職官篇、詔勅篇、社会経済用語集成などの索引には、文庫本食貨市舶の記述はない。そのうちに文庫本食貨市舶に対する関心は薄れていったようである。<sup>(2)</sup>

一九八二年に藤田豊八氏が抄写した市舶の自筆本の一部が紹介され、自筆本があったことがわかったが、現在その自筆本の行方は不明である。<sup>(3)</sup>

一九八七年に陳智超氏が『宋会要輯稿補編』（以下補編と略す）「全国図書館文献縮微複製中心出版」を刊行した。説明によると、『宋会要輯稿』を刊行した際に、入らなかつたもの、残存冊、断簡、複文とみなして省いたもの、……を集めて出版した」という。その中に職官参照として所屬不明の市舶がある。

筆者は、二〇〇八年四月に中国国家図書館で『宋会要』を調査する機会に恵まれた。『補編』にある市舶の部分ならびに市舶の前後を調査することができた。これらを検討することによって文庫本食貨市舶と『補編』市舶との関係が明らかになってきた。本稿では文庫本食貨市舶をめぐる諸問題も含めてその報告をしたいと思う。

## 第一章 徐松と宋会要と市舶

本論に入る前に、宋会要と徐松について触れておきたい。宋会要という書は、勅選の書で、宋代の歴史を研究、解明していく上で非常に重要な根本資料であり、この書を避けて通ることは出来ない。斯波義信氏は宋会要について『宋会要』という政書は、各級、各職掌の行政機関が処理した実務を上行、平行、下行の文書によって発信し、中央の裁定ないし、批准をへて執行に至った経過を委細に記録したもので、……宋一代について記録していて膨大な本源資料の宝庫である。こうした内容ゆえに……行政運用の実態を詳細に復元する……社会経済の基底的な事実関係を分析するための資料源としても活用することができる。『宋会要輯稿食貨篇——社会経済用語集成——』はじめに（東洋文庫二〇〇七）と宋会要の特色を述べられる。

この宋会要は、明の永楽帝が永楽大典を編集した時には多く引用されており、当時はまだ残存していた。その後、宋会要は、いつのまにか散逸されてしまった。清になってから、宋会要は徐松によって注目されることになる。清の嘉慶年間の時、全唐文の編纂が行われ、編纂者の一人であった徐松が編纂の傍ら、永楽大典の中に引用されている宋会要を収集させた。宋会要だけでなく、中興礼書、元河南志なども収集している。永楽大典の殆どが散逸してしまった現在、宋会要の復元が難しく、徐松が抽出し、編纂した宋会要だけが、残存した唯一のものである。しかし、徐松の死後、書籍の殆どは散逸してしまった。宋会要も多少分散したらしいが、弟子の繆荃孫が守り、一八八七年に張之

表1 『宋会要』の市舶に関する資料六種

番号	所属	永楽大典 卷数	字 韻	年号 (下限)	行の字数 行数	字数	備考
1	職官門44市舶1 ～34	1124	司	～嘉定6 (1212)年 4月7日	1行21字 半葉11行	15534字	1936年 中国国家図書館より出版【宋会要輯稿】
2	補編 市舶	17552	貨	〔乾道〕 7月12日	半葉21行	13319字	陳智超1981年『宋会要輯稿補編』市舶
3	東洋文庫手抄本 食貨門三中市舶	17552	貨	～乾道9 (1173)年 7月12日	1行20字 半葉10行	13319字	藤田豊八が書写 1916年 東洋文庫の印あり。
4	藤田豊八の自筆 本	(17552)	貨	首、原稿 用紙一枚 尾、原稿 用紙一枚	1行20字 半葉10行	首170字 尾75字	大正5年(1916) 12月16日書写終了とある。 曾我部静雄収蔵 『東方学』63 昭和57年1月
5	『粤海関志』卷 2～3 職官44 市舶より広東の み抽出	(1124)	司	～嘉定6 (1212)年 4月7日		9092字	1840年ごろ梁廷 枅編 職官44市舶から 67項目を抽出。 全体の字数は、 10301字で職官 44市舶からの抽 出は9092字にの ぼり、88%を占 める。
6	藤田豊八の市舶 論文からの引用	17552	貨	～乾道9 年7月12 日			『宋代の市舶司 及び市舶条例』 『東洋学報』7-2 大正6(1917)年 5月

洞が広雅書局を創設すると、宋会要は広雅書局に入り、繆荃孫が編集にあたった。その後、王秉恩の手に一時入り、一九一五年ごろ(民国四)、嘉業堂の劉承幹が所有することになった。ここでさらに編纂が続けられ、中国国家図書館から一九三六年(昭和一一)に刊行されるに至った。実に、徐松が大典から抽出してから一二六年、死後八八年が過ぎていた。

以上述べたように、宋会要は徐松の手を離れてから、所有者や編纂者が変わったりして、転々としたために、分散されたところもある。その『宋会要』の市舶に関する資料を現在六種見ることができる。項目を挙げると以下のごとくである。表1『宋会要』の市舶に関する資料六種」参照。

- (一) 職官門四四、市舶にある。永楽大典 卷一  
一二四 司字韻から纂輯したもの。年次は  
北宋の開宝四年から南宋の嘉定六年まであ

る。一行二二字、半葉一一行、一五五三四字。『宋会要』は一九三六年（昭和一一）に中国国家図書館から出版された。

(二) 陳智超『宋会要輯稿補編』一九八一年。市舶の資料があるが、所屬門が記されていない。永樂大典卷一七五五二、貨字韻 一三三一九字

(三) 東洋文庫蔵手抄本食貨門三八市舶 一行二〇字 半葉一〇行。藤田豊八書写 一九一六年。東洋文庫の印あり。大典一七五五二 貨字韻 一三三一九字

(四) 藤田豊八自筆本 食貨門三八市舶 一行二〇字 半葉一〇行。一九一六年二月一六日抄了とあり。二枚は首と尾。

(五) 粵海関志（卷二、三、前代事実）、職官四四より広東關係を抽出 一八四〇年ごろ

(六) 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」大正六（一九一七）年五月『東洋学報』七―二に引用されている資料は、(三)の東洋文庫食貨市舶。

以下、この項目について検討していかねばならないが紙数の関係で省略し卷末の「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」、宋会要職官四四市舶、引用の資料対照表<sup>(4)</sup>にとどめた。次に、宋会要を永樂大典から取り出す仕事をした徐松という人物についてみてみたい。収集していながらなぜ宋会要をまとめることができなかつた理由も考えてみたい。

## (A) 徐松の生涯と宋会要（一七八一—一八四八、乾隆四六—道光二八）

徐松の略歴については、榎一雄「徐松の西域調査について」（『近代中国』一〇—一四 一九八一年二月—一九八三年一二月）、陳垣「記徐松遣戍事」（『陳垣史学論著選』一九八一）に詳しく、略歴はこれによった。<sup>(5)</sup> 徐松は、一七八一年（乾隆四六）に浙江省上虞県に生まれる。のち父が京師に移り、戸籍を大興県（北京）に移す。九歳のころ大興県で童試を受ける。試験官の金士松に文章を誉められる。嘉慶五年二〇歳で郷試に合格する。二三歳、陳氏と結婚。一男をもうける。一八〇五年（嘉慶一〇）進士合格。殿試は二甲第一名、朝考一等一名という拔群の成績で、翰林庶吉士となる。優秀であるため以後、エリート<sup>(6)</sup>の道を保証されるかにみえる。一八〇八年（嘉慶一三）、全唐文館が開設され、編纂官となる。編輯を監督する董誥の推薦による。翰林院編修となり、南書房勤務。ここで董誥に認められ、天子の下問に応答する文は徐松が代筆するようになる。一八〇九年（嘉慶一四）このころ全唐文館の中にある永樂大典から宋会要、元河南志、中興礼書などを収集する。

翌年の一八一〇年には文韻館総纂となる。湖南の学政となり、湖南に赴いて省試の監督をしたが、その行為を御史趙慎嘯に糾弾される（その原因など、詳細なことはわからない）。取り調べを受け、「杖一百、流三千里」という有罪判決が出された。三千里は流の中では、最も重い。流刑地は伊犁（新疆ウイグル自治区）である。その主な理由は受験生から賄賂をうけとり、書籍を売りつけて銀四七六両の不正利益を得たという、計九条に及ぶ罪状の判決である。

その中に父親の失敗問題もからみ、複雑で明確でない。たかが銀四七六両である。密告されたか、陥れられたのであらうか。今後の課題でもある。一八一二年に判決がくだったときは、三一歳であった。一八一三年に伊犁に到着する。流刑地までの費用は自弁という。到着時から刑期が始まる。一八一九年まで（三二―三八歳）伊犁にとどまり、多くの人が、滞在三か月、一年とかで帰る中、減刑されることなく、六年間の刑を全うし、北京に帰る。三八歳になっていた。流刑中、一八一四年（嘉慶一九）に全唐文が完成する。全唐文の始めに編纂者八九人の名前があり、一九番目提調兼総纂官として徐松の名がある。この時点では、徐松は流刑の地にいる罪人であるが、編纂者に名前を加えているのは、興味深い。刑に服している間に、新疆賦、漢書西域伝補注、西域水道記、新疆識略などの名著を次々に著わしている。

足掛け九年の刑を終えてからの徐松はあまり重要な役職についてない。「新疆識略」を賞されて内閣中書に任ぜられたのが、一八二一年（道光一年）四一歳。一八二五年妻に死なれ、子延祖にも先立たれた。嚴可均（徐松と同期の進士）から徐松の宋会要の写出を有用なものと認める（鉄橋漫稿三）という手紙をもらう。このころから宋会要のこととが理解されてきたのであらうか。その後礼部主事、礼部鑄印局員外郎となる。

一八三九―四〇年ごろ粵海関志が編纂される。アヘン戦争に備えての防備策でもあったのであらう。歴代の海関の歴史を述べる中で、宋代については、巻二、三に前代事略に書かれている。その内容は、宋会要の職官門四四の市舶のうち、広東だけを抜き出したものである（詳しくは次項参照）。宋会要の記述を抜き書きとはいえ宋会要を公にしたのは、これが初めてである。この時、徐松はまだ存命中で、この資料を持っているのは徐松だけであるから、自分が

宋会要を粵海関志の編纂者梁廷枏に見せたに違いない。湯中氏は、二人の關係について「このとき徐松は京師におり、梁廷枏と学者同志、意気投合して抄本などを伝えたことは、きわめて当たり前のことであつた。」と述べている（湯中『宋会要研究』巻一付記二、二〇頁上海商務印書館 一九三二）。具体的な二人の接点を見つけることは出来ないが、国の一大事とあつて徐松はよろこんで、資料を提供し協力したにちがいない。

さて、徐松の生涯にもどり、一八四三年六三歳で江西道監察御史から江南道を転掌す。翌年榆林府知府に任ぜられるが、病と称して辞退。一八四八年（道光二八）三月一日大興で死す。六八歳であつた。徐松の書籍は、家族に先立たれ、著書、資料など保管整理する人なく分散された。宋会要は、徐松の存命中には、刊行されず、死後も持ち主が転転とし、編集者も入れ替わり、資料も一部転売されたりして、分散されたりしたが最後は、劉承幹によつて保管整理され、いささかの問題はありつつも中国国家図書館で刊行することができたのである。それは、一九三六（昭和一）年のことで、徐松の死後八八年のことである。

徐松が永楽大典から宋会要を抽出し編纂した功績は計り知れないほど大きい。彼が研究する過程でその価値を知つたのであろう。宋会要の価値を知りながら、まとめることができなかつたのは、一つには五百卷（6）という膨大な分量であつたこと。二つには、永楽大典から宋会要を抜き出し書写する作業は全唐文館での本来の仕事ではなかつた。内密に行われたのであろう。その証拠に書写に使つた用紙が全唐文という名入りのものである。そのようなことから公にはできなかつたのである。三つには、致命的なのは、賄賂の罪で流刑に六年間服したことである（足掛け九年）。北京を離れるとき、宋会要はどこに置いたのであろうか。分量が多いので伊犁には持つていかなかつたと思われる。さ



らに刑を終えて北京に戻ってきてから、彼は以前のような重要な役職につくことはなく、ましてや問題のある宋会要を刊行したいなどと言って、また弾劾されるようなことがあってはならないと思つたのであろう。このようなことから、彼の死後、宋会要は不完全なまま、転々とするようになったのである。

(B) 粵海関志に見える宋会要市舶について

粵海関志は、清代末の道光一九年ごろ（官員表に道光一八年まで記述があるため、それ以降とする）梁廷枏によって編纂された。アヘン戦争を目前に控え、海外との出入り口である広東の海関についての意識が高まり、アヘン戦争に備えることもあり、海防策の一環として歴史の編纂を行った。宋代については、巻二、三に前代事略に記述がある。その内容を見ると、ほぼ宋会要の職官門四四の市舶のうち、広東だけを抽出したものである。年代順に記されており、開宝四年から嘉定六年四月七日までの七二項目にのぼる。そのうち五項目だけは、宋会要の職官市舶以外のもので、宋史 太宗（雍熙二年九月）、宋史（淳化二年）、文獻通考二〇（仁宗）、文獻通考二〇（元祐元年）、宋会要の蕃夷四一 九七閩婆国（紹興元年）国からの引用。ここで宋会要の蕃夷の記述があることは、蕃夷も見せていたことになる。そのほか、年代順の項目とは別に、中書備対の熙寧、元豊年間の乳香、ならびに宋史列伝から向（白とするは誤）敏中、楊覃、馬亮、張田、王渙之の五人で知広州で海外貿易で功を上げた人である。資料的にはこのような構成になっている。ちなみに、粵海関志の宋代の記述は、全部で一万三〇一字の内、宋会要職官四四、市舶からの引用は、九〇九二

字、市舶以外は一二九一字、でその比率は、約八八割が宋会要の市舶で占める。このとき、宋会要についてすべてを知っている徐松が存命なので食貨門の市舶も見せたのではないだろうか。食貨門の市舶は乾道九年までしかないので、あるいはそれ以降を職官でみたのかもしれない。

徐松が宋会要を道光一九（一八三九）年ごろ、公開したのは早い。藤田豊八氏が書写した一九一六年から数えると、七六年も前のことである。宋会要を公にしたのは、これが初めてのことである。その後中国ではあまりこの宋会要に注目する人はいなかったのであろう。徐松の死後、宋会要はしばらく所有者を失ってしまったが、張之洞が受け入れ、繆荃孫により整理された。日本では粵海関志に引用された宋会要の市舶に注目したのが、桑原隲藏氏であり、「蒲寿庚の事跡」に引用されている。（表2参照）

## 第二章 藤田博士と『宋会要』食貨三八市舶について

藤田氏が『宋会要』を知ったのは、大正元（一九一〇）年のことである。藤田氏は、「その前年辛亥革命の時期北京で宋会要の抄本を目賭し、南海に関する一部分を抄録した」（『唐宋時代南海に関する支那史料』『東亜研究』三一―二 大正二年二月）と述べている。論文を書いたのは大正二（一九一三）年であるので、前年は、元（一九一〇）年となる。彼は北京で宋会要を見て、南海に関する部分を抄録したという。北京で宋会要を見たというが、北京のどこか明確にしていない。このときの所有者も明確でない。この時期には、まだ劉承幹の手には入っていない。この抄録

表2 徐松年譜と死後の『宋会要』

西暦	年号 (中国)	年号 (日本)	事 項
1781	乾隆46		徐松 生まれる。浙江省上虞県。後に父が京師に移り、戸籍を大興県に移す。
1789	54		徐松 9歳、この頃大興県で童試を受ける。試験官金士松に文章を誉められる。
1800	嘉慶5		20歳、郷試に合格。
1802	7		結婚(陳氏)
1805	10		進士合格、殿試は、二甲第一名、朝考一等一名、翰林庶吉士となる。
1808	13		全唐文館が開設。董誥は編輯を監督、徐松は彼の推薦による。翰林院編修となり、南書房に勤務。総司の董誥に認められ、天子の下問に应答する文は、徐松が代筆する。
1809	14		このころ、全唐文館の『永樂大典』から、『元河南志』、『宋会要』、『中興礼書』を写す。
1810	15		文穎館総纂となる。湖南の学政となる。省試の監督をするがその行為を御史趙慎暉に糾弾される。伊犁への判決を受ける。礼科給事中趙慎暉の彈圧をうける。工部左侍郎彭齡、湖南巡撫広厚、により合同取調をうける。その理由：徐松は受験生から賄賂を受け取り、書籍をうりつけて銀、476両の不正利益をえたとして9条の理由で有罪「杖一百、流三千里」。
1812	17		判決
1813	18		伊犁に流される。この年に到着。
1814	19		全唐文完成。 全唐文の始めに89人中19番目に提調兼総纂官として、徐松の名が見える。
1819	24		恩赦、伊犁より帰る。宣武門大街付近に住む。
1821	道光1		「新疆疆略」を賞され、内閣中書に任せらる。
1825	5		妻死す。子延祖も先立つ。没年不明
1834	14		嚴可均は徐松の宋会要の写出を有用なものとする。鉄橋漫稿 3
1836	16		礼部主事に昇進。
1838	18		礼部鑄印局員外郎
1843	23		江西道監察御史から江南道を転掌。
1844	24		陝西榆林府知府に任せられるも、病と称して辞退。
1846	26		再び榆林府知府に任せらる。辞職
1848	28		徐松、3月1日大興で死す。68歳

## 徐松死後の宋会要

西暦	年号 (中国)	年号 (日本)	事 項
1849	道光29		徐松死後、宋会要散出。繆荃孫が購得。
1861	咸豊11		梁廷枏 死。
1880	光緒6	明治13	「水道記」北京琉璃廠の「善成堂」で発見。
1882	8	15	劉承幹(嘉業堂)生(～1963まで)呉興の南潯鎮の人。
1884	10	17	張之洞、両広総督
1887	13	20	両広総督の張之洞、広雅書局を創設。繆荃孫は翰林院編修(繆1872進士)、繆、屠寄(1885舉人のち進士)と会要の編纂にあたる。
1889	15	22	張之洞、湖広総督となる。
1912	民国1	大正1	藤田豊八、北京で宋会要の抄本を見て、南海に関する一部分を抄録。
1915	4	4	劉承幹が「広雅稿本」を買い入れる。(劉承幹は王秉恩より、高価にて買う)劉富曾、費用容が編成にあたる。繆と屠は職官まで済む。劉富曾は民国4年～13年まで校勘。これ(13年)以降は費用客が受け継ぐ。桑原鷲蔵「蒲寿庚の事跡」発表(大正4～7年、史学雑誌)。
1916	5	5	藤田、羅振玉を通して、市舶(食貨38)を抄録。「12月16日抄了」とある。
1917	6	6	藤田、市舶論文を発表(大正5年6月、東洋学報7-2)。
1919	8	8	繆死。
1921	10	10	屠寄死。
1924	13	13	東洋文庫創立。(東洋文庫の印はこれ以降)
1929	18	昭和4	藤田、7月15日逝去。
1930	19	5	東洋文庫「藤田文庫漢籍目録」出版。この中に藤田の抄本市舶はなし。東洋文庫、中国にて「食貨」「蕃夷」を写させる。

した箇所は、宋会要の蕃夷四の占城と大食の項目であろうと思われる。市舶の論文が出る前の大正五年に発表した論文のなかに、蕃夷四占城、大食の引用があるからである。これに継いで、藤田氏は「宋代の市舶司及び市舶条例」を大正六（一九一七）年五月『東洋学報』七―二に発表する。その後、桑原隲藏氏の推薦によりこの論文（市舶）で文学博士を授与。その骨子なる資料が前述した如く『宋会要』食貨三十八市舶である。入手に關して同論文の註7に、

宋会要、食貨三十八市舶の部、永樂大典卷一七五五二より抄出せしものに係る。この書今呉興劉承幹氏の藏に歸し  
なお刊行に至らず。余輩は、去冬羅叔蘊君を介してその市舶の部を借鈔するを得たり。以下引くところは是なり。

とある。去冬は大正五年のこと、羅叔蘊は羅振玉のことで、劉承幹所藏のものを借りて書写している。その資料を市舶の論文に引用している。さて、文庫本食貨市舶は藤田氏が抄録したものを、生前に東洋文庫に寄託されたといわれてきた。このことについて私は少し疑問を持っていた。藤田氏の抄本であれば、藤田氏がこれほど大切にしていたものであるなら、蔵書印があつても良いとおもわれるが、寄贈記録もなければ蔵書印もない。あるのは、「東洋文庫」という印だけである（写真1参照）。藤田氏は昭和四（一九二九）年七月に逝去、遺言により漢籍すべてが東洋文庫に寄贈された。翌年の昭和五（一九三〇）年に東洋文庫では「藤田文庫漢籍目錄」が出版されたが、書写した市舶の記述はない。さらに「博士記念展覧會」が開かれ、陳列図書目錄（Ⅱ―展―33）によると、一、藤田博士著作の部、附手稿本 二、藤田文庫稀觀書の部、三、東洋文庫近獲本の部、の三部があり、文庫近獲本の部の中に、宋会要の食

貨、蕃夷が展示された。しかしどこにも藤田本とよばれる食貨市舶は見当たらない。このことについて、中嶋敏氏は文庫本食貨市舶について、藤田氏の抄写本で、大切な資料ならば、なぜ上記の藤田関係資料と無関係なのか疑問視している（中嶋敏「藤田豊八博士と宋会要」〔『東洋史学論集』続編二〇〇二〕）。

東洋文庫本食貨市舶をあらためてみると、「東洋文庫」という朱印だけである。この印は「東洋文庫」が発足してからの印で、大正十三（一九二四）年十一月二十日東洋文庫創立以降のものである。すると、以前に入手して登録されなかったか、また文庫本食貨市舶がこのころ入手されたのではないかという一つの目安になる。このことについて、東洋文庫文庫長斯波義信氏に伺ったところ、これらの諸条件から考えて、東洋文庫が独自に藤田本を借りて誰かに写

### 食貨三十八

宋會要卷二百十八

大典徐松輯大典本

吳興劉承幹編定

市舶

掌市舶南蕃諸國物貨航舶而至者初於廣州置司以知州為使通判為判官及轉運使司掌其事又遣京朝官三班內侍三人專領之後又於杭州置司淳化中徙置於明州定海縣命監察御史張肅主之明年肅上言非便復於杭州置司咸平中又命杭州各置司聽蕃容從便若舶至明州定海縣監官封船塔堵送州凡大食古邏闍婆占城勃泥麻逸三佛齊窰

写真1

させたのではないかという可能性もある、というアドバイスをいただいた。これを跡付けるかのごとく、藤田氏の市舶の自筆本が存在することがわかった。次に述べる。

(A) 藤田氏自筆の食貨市舶について

最近、藤田氏が書写した宋会要食貨三八市舶があることを知った。「先学を語る―藤田豊八博士―」



写真2 藤田氏自筆の食貨市舶について  
 食貨三八 市舶 右頁が首、左頁が尾。  
 「先学を語る—藤田豊八博士」『東方学』63輯  
 1982年1月より

〔「東方学」六三輯昭和五七年一月、対談は、昭和五五年九月三〇日  
 東方学会にて〕に二枚の写真が掲載されており、その表題に「劉承  
 幹編定の宋會要食貨三十八 藤田博士手寫、曾我部博士藏」とある。  
 （写真2参照）。その二枚とは、一枚目が市舶の最初の部分で、二葉  
 目が最後の部分で、後ろに奥書があり、大正五年十二月十六日抄了  
 とある。この奥書の部分は、東洋文庫抄本市舶にはない。一行二十  
 字、半頁十行の原稿用紙に書いてある。すなわちこの写真によると、  
 藤田豊八博士は原稿用紙に食貨市舶を抄写し、大正五年十二月十六  
 日に写し終えている。そして文庫抄本と同じく、一行二十字、半頁  
 十行である。さらに、五年の冬に借抄したと論文に書いていること

も合致している。この自筆本を藤田氏の甥にあたられる曾我部静雄博士がそれを所有し、今回二枚だけ（首、尾）公  
 開したのである。このことについて、「先学を語るに」に榎博士と曾我部博士との対談があり、次のようにいう。

榎…………『宋會要』のことなど何かおっしゃっていませんか。先生が向こうで写されて、東京に送った……  
 曾我部…………あれは余りいわなかったですね。あれはまだ残っておりますが……  
 榎…………宋代の市舶使のことなども、あれを使ってお書きになりましたね。

曾我部……ええ、あれだけです。写しとったのは、

と短い対話であるがいろいろなことがわかる。1、この食貨市舶は、藤田氏が中国で写し、東京に送ったこと、2、藤田氏の自筆抄写の食貨市舶はこの時点で（昭和五五年一九八〇）、曾我部静雄博士が所有していたこと、3、当然のことながら、この資料を使って市舶の論文を書いたことがわかる。

藤田氏の自筆本市舶は首尾しかなく、途中がないのは残念であるが、自筆本といわれる資料があったわけである。今自筆本（二枚）と、東洋文庫本食貨市舶（写真1）の記述と比べてみると、素人の私でさえも、打ち込み、はね、文字のくせを見て、筆蹟が違ふと思う。両者は別々のものである。すると、東洋文庫抄本食貨市舶は、藤田氏の直筆本を藤田氏から借用して、書写した。それが東洋文庫抄本食貨市舶であることが明白になる。藤田氏からの寄託でもなく、文庫本そのものであったのである。そこで「東洋文庫」という印を押したのであろう。文庫抄本が自筆本を写したことがわかるところは、藤田自筆本では「輯」を書き忘れ（写真2参照）、後で横に書き加えている。文庫本は、「輯」の字は、文章の中に入っている。ということとは、自筆本をみて書いたことがわかる。

自筆本が発見されたからといって、東洋文庫本食貨市舶の価値がなくなるといふことはない。前述したが自筆本は、現在のところ首尾しかなく、中身がない。したがって、東洋文庫が自筆本すべてを書写した価値は大きい。食貨三八市舶を完全な形で残っているのは文庫抄本だけだからである。

藤田氏は羅振玉氏の斡旋により中国で食貨市舶を書写し、終わったのが大正五年十二月十六日であった。大正元年

には、中国での辛亥革命動乱の中、翌年藤田氏は羅振玉氏と王国維氏を日本の京都に住まわせた。大正八年まで滞在した。藤田氏も中国を離れ、二年と六年まで池袋に住まい、研究に専念した。その間に論文を次々と発表した。市舶の論文もこのときである。この中で羅振玉氏は日本にいながら藤田氏の宋会要の斡旋をしたのであろう。藤田氏も東京に帰ってきての宋会要であり、抄写のために中国への往復であったのであろう。藤田氏は宋会要の食貨門の市舶を劉承幹氏から借用し抄写したのである。なぜ食貨の市舶だったのか。職官の市舶ではなかったのか、大正元年に見ている蕃夷ではなかったのか、などを考える。

### 第三章 「補編」と「文庫抄本」の市舶との関係について

これまで見てきた文庫抄本と補編の市舶についてみてみたい。この二つの記述は、同じものなのか、異なるものなのか、異なるとしたら、どのように違うのか、などについて検討してみたい。(表3参照)

#### 1. 表題

二者の最も異なる点は、文庫抄本には前述した如くタイトルがあることである。

食貨三十八

宋会要卷二百十八

大興徐松輯大典本

呉興劉承幹編定



表3 「補編」市舶と東洋文庫抄本 市舶との関係

「補編」市舶	東洋文庫抄本 市舶
タイトルなし 市舶 赤字を黒でなぞる。	タイトルあり。食貨三八
1行 21字 半葉 11行	1行 20字 半葉 10字
年、月、日の文頭の右横に「另行」の印あり。 すべての日付の横に必ず印あり。	日付に「另行」の印なし。 「另行」(改行)を実行し、日付順に書く。
勅の後その理由を述べるとき、○印あり。	勅の後の理由を述べるとき、○印が補編についている場合は一字空白か○印となる。
「雙行」と「雙行止」について 勅の後に、その理由を述べるとき、 雙行にしようとしたため、その文のはじめに、「雙行」の印を押し、文の終わりに「雙行止」の印を押しした。 それを消す場合、「雙行」と「雙行止」を丸印をして消している。一セットで消しているのが26項目に及ぶ。 一セットでないとき、一方を消さない時には双行となる。	抄本には、「雙行」「雙行止」の印はない。雙行がある時には補編の雙行にしたがって書いている。

市舶

(東洋文庫蔵手抄本食貨市舶) (写真1参照)

このタイトルは文庫抄本だけであって、ほかには見当たらないものである。何が重要かという、食貨門の三八に市舶という記述があったという唯一の証拠が存在するからである。周知のごとく、通行本の宋会要には、食貨門三八には和市と互市しかなく、市舶司は存在していない。したがって東洋文庫抄本の食貨門には、市舶が存在するので、藤田氏が借用した時には、市舶はまだ外されていない状態だった。つまり通行本の宋会要が編纂される前に、大正五(一九一六)年に入手し書写したものが、東洋文庫抄本といわれているものである。そして昭和五(一九三〇)年に東洋文庫が上海で書写させた

宋会要編輯稿の食貨門にはもう、食貨三八 市舶は除外されている。したがって、昭和五年の段階でもう食貨門の市舶は切り離されていた。それ故に文庫本食貨市舶は切り離される前のもので、完全な形で存在しているものである。そのためにも東洋文庫の抄本の食貨門市舶は大切な資料なのである。

補編は、タイトルはないが、市舶という朱字があり、それを黒でなぞったものである。明らかにあとで書き入れたものである。タイトルが編集の段階で、切り離されてしまったのであろう。

## 2. 行の字数、一頁の行数

文庫抄本と藤田自筆本は一行 二〇字 半葉一〇字 である。

補編は一行二二字、半葉二一行である。これは一般的常識であろうか、宋会要のほかの箇所でも、ほぼ一行二一字、二一行である。すると、文庫抄本は、補編を手本に写したのではなく、別なものがあったのかも知れない。

## 3. 補編に見える四つの印判と文庫抄本との関係

「補編」市舶には、四種類の印判が押してある。(写真 3・4 参照)

1、另行 (改行)

2、雙行 (二行)

3、雙行止 (二行終り)

4、○（朱印）、

の四種である。これらの印判の意味、その4種さらに宋会要を編集しようとする一過程を垣間みることができるので以下その事例を見てみたい。

1、另行（改行）の印について

補編の市舶では、すべての日付の横に必ず另行の印が押されている。另行とは、別々、改行のことである。宋会要は、日付順に記されているが順送りで、改行はしていない。それが補編では、改行を指令する另行の印を押すのである。編集の段階のものであろう。文庫抄本では、見事に另行の印に従って、日付、年月日順に記されて

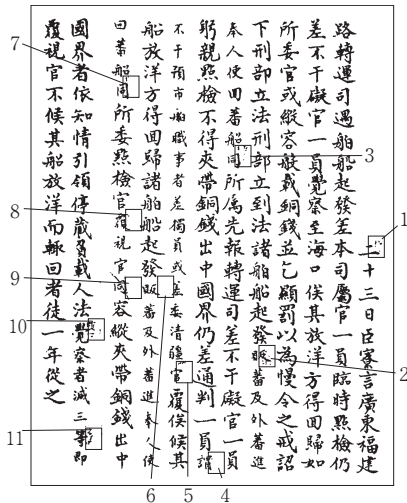


写真3 『宋會要』補編 市舶 紹興11年11月

- |    |      |  |
|----|------|--|
| 1  | 另行改行 |  |
| 2  | 雙行止  | 消してない。そのため文庫手抄本（文庫本とする）では、雙行とする（A）。                              |
| 3  | 雙行止  | この印を消してないので、文庫本（ ）では、雙行とする（B）。                                   |
| 4  | 雙行止  |  |
| 5  | 雙行止  | 右に同じ。印を消さないの、文庫本では、雙行とする（C）。                                     |
| 6  | 雙行止  |  |
| 7  | 雙行止  | 右に同じ。印を消さないの、文庫本では、雙行とする（D）。                                     |
| 8  | 雙行止  |  |
| 9  | 雙行止  | 右に同じ。印を消さないの、文庫本では、雙行とする（E）。                                     |
| 10 | 雙行止  |  |
| 11 | 雙行止  | *写真では赤い印が見えにくいですが、原本にはついている。東洋文庫手抄本では、印の通りに雙行（A）（E）にしているのに注目したい。 |

二十三日、巨察言、廣東福建路轉運司、遣船載發、  
 差本司屬官一員、臨時點檢、仍差不干礙官一員、覺  
 察、至海口、保其故洋、方得回歸、如所奉官、或疑、  
 載銅錢、並乞顯罪、以為慢令之戒、詔下刑部立法、  
 刑部立法、諸船船起發、人使回著船同所屬先報  
 轉運使、差不干礙官一員、躬親點檢、不得夾帶銅錢、  
 出中國界、仍差通判一員、謂不干預市船職事者覆  
 核、使其船放洋、方得回歸、諸船船起發、謂不干預市船職事者覆  
 核、蓋船所委點檢官、官同容殿、天帶銅錢、出中國界者、  
 依知情引領、停職、載人法、謂三等即覆視官不候  
 其船放洋、而報回者、從一年、從之。上同

\* (A) (E) の雙行は、『宋會要』補編市舶の指  
 示通り、雙行、雙行止の印に従っている。一般に  
 は、全部両方も消されている(例外一つあり)。

を押している。(写真3・5・6参照)

しかし、この雙行と雙行止は、編集方針により中止になったらしく、これらの印を墨で消している。雙行と雙  
 行止の印を押した上から墨で丸く消しているのである。(写真3・5(1)・6参照)。はじめ何という字の印か  
 わからなかったが、中国国家図書館で、実物を見ると、はっきりと、下の印つまり「雙行」と「雙行止」と読め  
 ることができたのである。

具体例として、一例を挙げると、建炎二年五月二十四日の条に(58番参照)

写真4 東洋文庫藏手抄本 紹興11年11月

いるのである。藤田氏が書写したものは、すでに改行され  
 ている写本だったのであろうか。あるいは、補編の另行の  
 印を見ながら写したのであろうか。疑問を持つところであ  
 る。

2、雙行と雙行止について

補編では、一つの編集方針があつたらしく、文章の中に、  
 雙行の印と雙行止の印を押している。では、どのような場  
 合に雙行(二行にすること)にするのか。調べてみると、  
 詔の後、その理由を述べる。理由のところを双行にするた  
 めに、最初の文字に雙行の印を、最後の文字に雙行止の印

(表とは、巻末に東洋文庫蔵手抄本宋会要食貨門市舶を活字化した。これを指す。番号とは便宜上年号の上に、番号をつけた。)

(1) 『補編』

大中祥符二年八月九日詔杭  
廣明州市舶司自今蕃商齋鑰石至昔官為收市斤給  
錢五百(A)初立禁料也時三司定直斤錢二百詔特增  
其數(D)心年九月十八日太常少卿李應機言廣州勾(C)

(A) 另行、(B) ○印、(C) 以に「双行」を消す、(D) 数「雙行止」を消す

(2) 『文庫本』

大中祥符二年八月九日詔杭廣明州市舶司自今  
蕃商齋鑰石至者官為收市斤給錢五百(E)以初立  
禁料也時三司定直斤錢二百詔特增其數

(A) 『補編』の另行通りに改行している。

(E) 一字空白。(1) の(B) の○印の故である。

(3) 藤田論文三五九頁

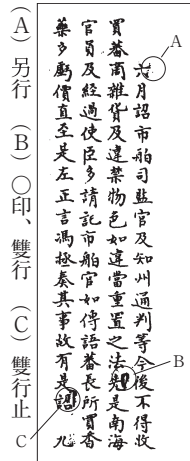
なほ禁權の貨につきて會要に眞宗天中祥符二年八月九日詔杭廣州市舶司自今  
蕃商齋鑰石至者官為收市斤給錢五百(F)以初立禁料也時三司定直斤錢二百詔特增  
其數とあり。

(F) 藤田論文でも、文庫本通りに一字空白とする。

写真5 大中祥符2年8月9日の項目の三種

詔依旧復置、兩浙、福建路提舉市舶  
司——尚書省言、併廢以來、土人不  
便、虧失數多、故復置之

とある。兩浙、福建路提舉市舶司を再  
び以前のように置くようにという詔を  
出した。その理由は、尚書省が、廢止  
すると人々が不便であり、品物も損失  
していると言ってきたからである。こ  
の場合、詔が出て、その理由を双行と  
するために尚書省のところに、雙行の  
印をおし、最後に雙行止の印をおした  
のである。理由を述べる時、この場合  
は、棒線が引かれており、ここからが  
雙行というしるしである。ほかには、



至 市舶「補編」道元年六月 写真 6

(A) 另行 (B) ○印、雙行 (C) 雙行止

前述した如く雙行、雙行止は消されているため、資料はそのままの状態に残ったのである。前の状態に残ったのはよいが、編集の過程のものが資料に残っているのである。一字空白もそのなごりである。

文庫抄本を調べている時、一字空白や○印があり、資料を書写する際、空白は何の意味があるのか、○は何であるのかと考えていたが、勅の理由を述べる双行のためのもので、それが取り消された時、結果的に印だけが残ってしまったのである。勅の理由だけでなく、語句の説明をするときにも、双行は使うことがある。

東洋文庫抄本を見ると、「補編」の指示通りに空白、○を厳守して書写している。今ここに、文庫抄本、補編の中から、雙行と、雙行止の印があるものを抽出してみると次のようになる。ただし二つの印は消されているものであるが、補編に見えるひとつの編纂の過程と、たぶんそれを写したであろう東洋文庫抄本を検討するために、下記に表で示した。巻末の東洋文庫抄本の活字化した市舶を参照のこと。番号は巻末の年代順に記されている番号である。

(ア) 雙行と雙行上の印があつて消されている例

一字空白を作る場合、または、○印をつけることが多い。具體例を文庫抄本でみると、至道元年六月の条11番に

……如違當重置之法□先是……

とあり、法と先の間に一字分空白(□)になっており、空白の下からが、雙行となることになっていた。しかし実際には、

- 5番 太平興國七年閏一二月  
11番 至道元年六月(写真6参照)  
14番 大中祥符二年八月九日(写真5(1)・(2)参照)  
27番 熙寧七年七月一八日  
33番 元豐六一一月一七日  
39番 崇寧三年五月二八日  
40番 崇寧四年五月二〇日  
44番 政和二年五月二四日  
48番 政和五年八月一三日  
58番 建炎二年五月二四日  
76番 紹興三年七月一日  
78番 紹興三年九月九日  
82番 紹興六年一二月一三日  
85番 紹興七年閏一〇月三日  
89番 紹興一二年一〇月二八日  
93番 紹興一六年九月二五日

94 番 紹興一七年一月四日

95 番 紹興一八年閏八月一七日

99 番 紹興二九年九月二日

101 番 隆興二年七月二五日

104 番 乾道二年六月三日

107 番 乾道三年四月二二日

108 番 乾道三年一月二二三日

109 番 乾道七年一〇月一三日

110 番 乾道九年七月一二日

以上二五件に及ぶ。

次に、上記では双行を消した場合であったが、双行が残っている場合もある。以下そのことについてみてみたい。

(イ) 雙行印が残っている例、雙行にする

A 72 番「紹興二年八月六日：尋詔市舶司屬  
官不罷同上

雙行になっている。補編をみると、



「紹興二年八月六日：[雙行] 尋詔市舶司属官罷」

とあって「雙行」の印があり、それは消されていない。したがって文庫本のほうは右に示したように雙行としているのである。

B 80番紹興一二年十一月二三日（写真3、4参照）

写真3の補編では、見えにくいのが、雙行、雙行止の印がある。それを消していない。するとその結果は、写真4に見える如く、文庫本では、雙行とする。写真3が補編で写真4が文庫本である。両者を比べてみると明確になる。

文庫本（写真4） (A) は、補編（写真3）の (2) 〵 (3) 雙行〵雙行止の印あり。

〵 (B) は 〵 (4) 〵 (5) 〵

〵 (C) は 〵 (6) 〵 (7) 〵

〵 (D) は 〵 (8) 〵 (9) 〵

〵 (E) は 〵 (10) 〵 (11) 〵

右記に示すように補編では最少に雙行、最後に雙行止の印を消さないため、文庫抄本では雙行としている。この場合は勅の説明ではなく語句の説明である。

これまで見てきたように、「補編」の市舶にある印判四種はそれぞれの意味がある。

文庫抄本市舶は、「補編」市舶の印判通りに訂正して清書している。補編の市舶は、写真で見たように（写真

3 参照) 印判などが多く読みにくい中、藤田氏は忠実に抄写したのであろうか。指示通りのそれとも、「補編」市舶を清書したものがあつたのであろうか。明確にできない。以上、文庫本と補編との関係を述べた。両者は、密接な関係であることがわかった。

#### 第4章 中国国家図書館での調査 宋会要 市舶と残簡

——「宋会要 葉渭清本」一四〇三

中国国家図書館善本特蔵部 「宋会要 葉渭清本」一四〇三は、宋会要輯稿を刊行した際に、それから落ちてしまったもの、重複資料として取り除かれたもの、編集の段階で切り取られたもの、断片など、刊行されなかったものが製本されている。このなかには、『補編』として刊行されたものも含まれている。私は「宋会要 葉渭清本」請求番号一四〇三から、市舶に係るもの、断片など5点を取り上げて撮影してもらった。以下の写真はそのときのものである。整理番号がついていない。

- (1) 表紙 食貨三十八 一頁目
- (2) 食貨三十八 和市、互市、市舶 二頁目
- (3) 食貨三十八 宋会要二百十八
- (4) 互市のあと、市舶についてのメモ書き

(5) 補編の市舶の一頁目の欄外に市舶に関する記事あり

以下一点づつ写真を見ながら説明をしていきたい。

(1) 宋会要 二百六十九 食貨三十八 (写真7参照)

縦三一・九センチ 横一八・九センチ 綴じ紐のあとあり。

これは、ただの表紙であるが、食貨三十八とあり。

(2) 次頁につきのようにある。(写真8参照)

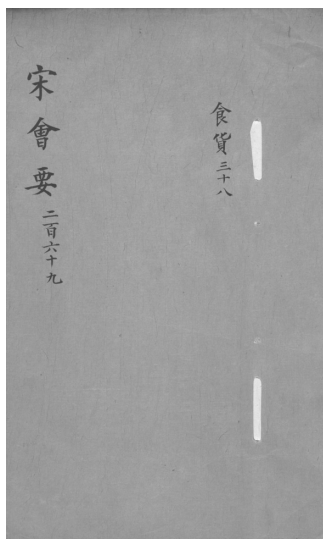


写真7

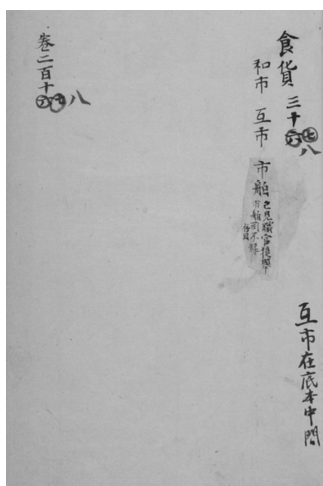


写真8

食貨三十八 (七六を消す) 互市在底本中間  
 和市 互市 市舶 已見職官提拳  
市舶司不録  
存目  
 卷二百十八 (六七を消す)

互市が、底本では中間にあるという。順番は和市 互市 市舶である。市舶は、割注に已に職官の提拳市舶にあるので、目録には記録しない、とある。興味深いのは、和市、互市、市舶の順番であったこと。市舶が外れる前は、このような状態であったこと。通行本では、食貨三十八には和市、互市、があり、市舶はないが、本来なら、この次に市舶が入っていたことが確実になった。また卷二百十八は文庫本食貨市舶と同巻数である。すなわち東洋文庫本食貨市舶は、「食貨三十八、卷二百十八、市舶」である。あるいは中国国家図書館にあるのはタイトルだけであるが巻数が一致していることから、その中身、市舶は東洋文庫本食貨市舶と同じだった可能性が強い。また、写真をみるとわかるが、市舶のところは、紙を貼ってここに市舶があったことを、強調している。

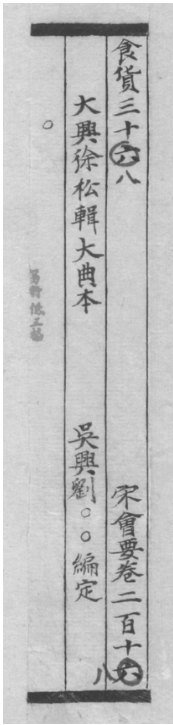


写真 9

(3)

食貨三十八

宋会要卷二百十八

(写真9参照)

大興徐松輯大典本

吳興劉○○編定

タイトルだけであるが、東洋文庫食貨市舶と食貨の数字、宋会要の巻数ともに、全く同じである。○○は承幹とはいることになる。次の行に市舶が入れば、文庫本食貨市舶とおなじである。

(4) これは裏文書である。表が互市の項目の最後までのである。嘉定十年三月一日……とある。その裏に走り書きで次の様に書いている。

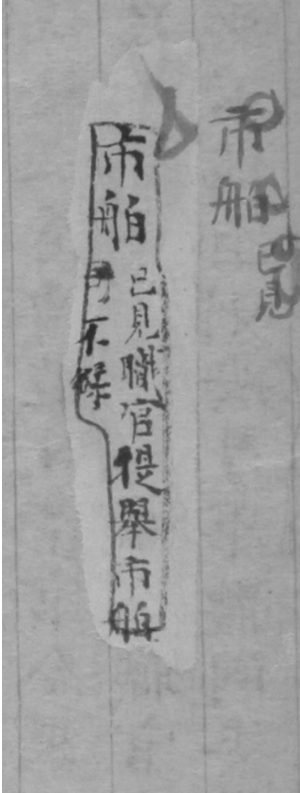


写真10

市舶 已見（朱字）

市舶 已見職官提拏市舶  
司不録

（写真10参照）

とあり、市舶……は紙に書いて貼り付けている。紙は一・三センチ×六・五センチ。つまり互市の後に、市舶が入らなければならないのに、職官提拏市舶司にすでに存在するので、ここでは記録せずと、メモ書きにして遺しておいたのであろう。小さな一つの断片であるが、抜き取ったことへの、思いが感じ取られる。

（5）補編市舶（写真11参照）

縦三〇・五センチ×横一九センチ。中の朱の罫紙、縦一六・五×横一一・三センチ 半葉二一行 一行二一字。

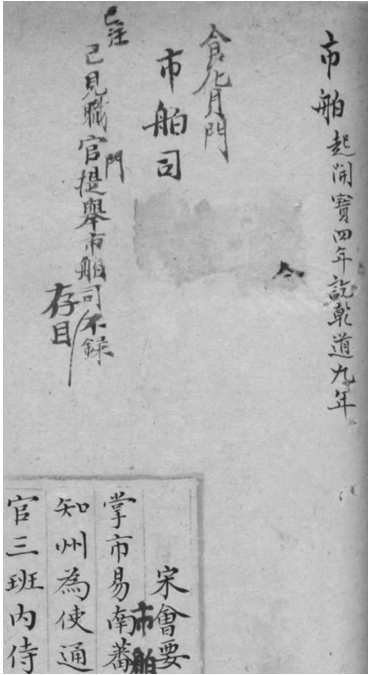


写真11

「補編」と同じであるが、欄外に、書き込みがある。補編には書き込みはカットされている。その書き込みを見てみる。

市舶 起開寶四年訖乾道九年

食貨門

市舶司

己注 己見職官門提舉市舶司存目、不録

「市舶 開寶四年より起し、乾道九年に訖る」とある。かなり大きく細長い付箋があつた跡がある。次に上方に「食貨門 市舶司 己注 己見職官門提舉市舶司存目、不録」

ここで注意しておきたいのは、この補編に記されている市舶の記事は、欄外の書き込みによって食貨門 市舶司にあつたということが判明した。この食貨門の市舶司は前述した如く職官門の提舉市舶司に現存するのでここには、取り上げないということである。補編の市舶が職官を参考としながら所属が明確になつたが、この欄外の記述により、市舶の部分は食貨門所属であることが判明した。

以上5点、市舶に関する資料を抜き出した。一点は補編にあるものであるが、欄外に記されている覚書は、補編には記されていない。五点とも断片であり、いずれも補編には記されていない資料である。これらの共通点は、食貨門の市舶の記述は、職官門の提舉市舶司にすでに見存しているので、食貨では外すということである。これまで見てき

たようになんども覚書として、あるときは紙を破いて市舶があったところに貼り付けたりしている。何か執念のごとくになんども覚書を記している。その中に東洋文庫手抄本食貨市舶と同じく巻数、表題などが同じものがあつた。いずれも断片であつた（写真9参照）。

最後に、この一四〇三「宋会要 葉渭清本」を編集した葉渭清氏自身の一文を載せて終わりとした。自分が受け継いだ時には宋会要は割裂、改竄されて、元の状態には復元不可能であつたこと、その中で編集の仕事を続けなければならぬ。

清の大興の徐氏松、既に宋会要を輯す、而れども未だ編せざるなり。是に於て江陰の繆氏奎孫・武進の屠氏寄より以て呉興の劉氏承幹に至るまで、乃ち始めて因りて之を編す。繆、諸類に於て成す所無し。屠氏は独だ職官を成せども、粵局未だ之を刻せず。惟だ劉氏、最も晩く出でて成書有るを為すのみ。

吾、茲に注する所は即ち劉編の目録なり。其の書、功は過ちを補わず、尚お幸いに未だ刊布せざるのみ。而れども徐氏の原本は乃ち割裂する所と爲ること甚だしく、且つ刪併に因りて焉を削棄す。夫の会要の全きは、吾固より得て觀る可からず。今其れ並びに徐（の）輯（せる）の旧をば復た得て讀む可からざるを奈何せんや。凡そ劉の去る所も又真を失うを累う。則ち何若ぞ之の編の愈を為さざらんや。

吾知る、吾が注の出ずるや、人或いは將に咎を劉氏に帰せんとするを。実は則ち改竄増削は繆・屠已に先ず之を爲す。其の遷流は極まる所なるも、亦た割裂削棄に至らず。止だに詩に云わざるのみならざらんや、誰か厲階を生



じて今に至るまで梗を為すや、と。繆・屠、之を階せり。劉氏を何ぞ尤めんや。吾、此の注を為るに、繩愆糾繆して此の階を徹去して、以て多く逸書を存せんと期欲す。故に覚え、其の言の切至れるなり。苟も我が庸を罪するをば敢て辞すること有らんや。

中華民國二十二年十一月十一日 葉渭清

(写真12参照)

## 結びにかえて

文庫本食貨市舶について多方面から検討してきた。解明できたこと、また疑問のまま途中になっているものも多々あるが、まとめてみると次の様である。

(1) 藤田豊八博士の自筆本があったこと、と今後の課題

これまで文庫本食貨市舶は、藤田氏が書写したものを文庫に生前寄託したのと言われてきた。しかし、藤田氏が書写したもの、つまり自筆本があり曾我部静雄博士によって「先学を語る」(一九八二年)に一部(首、尾のみ)紹介された。文庫抄本は、藤田氏の自

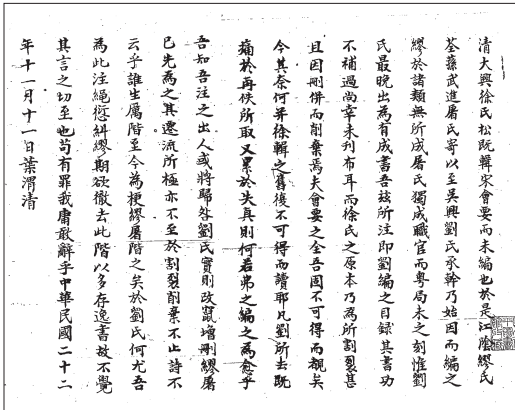


写真12 1403「宋会要、葉渭清本」

筆原稿を東洋文庫が書写させた可能性が強いことが判明した。このことよって、この文庫本食貨市舶には藤田氏の所蔵印はなく、東洋文庫の印だけしかないこともうなずける。自筆本と文庫抄本を比較すると、各々別人が書いたものである。さらに藤田氏はこの抄本を基にして市舶の論文を発表されたが、そこに引用されている資料は、文庫抄本と殆どおなじであるが、一部疑問とするとところがある。文庫抄本と論文引用資料とが一致しないところが数か所あった。これは、文庫抄本の書き間違いもあつたのであろう。この点については、紙数の関係で省いたが、検討課題である。また、宋会要職官四四提拳市舶司に食貨三八市舶は移動したが、職官四四の市舶について検討することができなかった。特に、食貨の記述がなくなった乾道九年以降、職官四四には、市舶関係の記述ではなく、異なる資料が混入していることなどの検討をすることができなかった。これらを含めて稿を改めて、検討したいと考えている。また、最後に「東洋文庫抄本」の全文と「補編」「藤田論文」「宋会要職官四四」市舶引用の資料対照表稿を作成し、語句の異同をおこなったが、紙数の関係で四種の異同については、言及することができなかった。この点については、稿をあらためて発表する予定である。ここでは不完全であるが、ひとつの研究データとして、資料対照表稿として出させていただいた。これらを基にして、文庫本食貨市舶の訳注をつけるつもりである。その際に訂正を加えたい。

(2) 辛亥革命のころ所有者が王秉恩から劉承幹へ

藤田氏がこの抄本を入手したのは、大正五（一九一六、民国五）年のことである。羅振玉氏を通じて藤田氏が中国まで出向いて書写したという。この時期中国では、辛亥革命（一九一一、明治四四）が起り、藤田氏は翌

年羅振玉、王国維氏を助けて、大正八年まで京都に住まわせた。藤田氏は、二年より六年まで池袋に住み、市舶の論文はじめ多くの論文を発表した。つまり藤田、羅氏とも日本におり、その中で藤田氏は上海に行つて書写したのであるが、二人とも以前の様な便宜はなかったのではないだろうか、更に、劉承幹氏が広雅稿本を購入したのが大正四（民国四）年ごろであり、その前の所有者は王秉恩氏で借金に追われて手放したといわれている。この混乱のなか、藤田氏が書写したのが大正五年の一月で、劉承幹氏から借抄している。それが宋会要 食貨三十八 市舶なのである。ここでなぜ、職官四四の市舶でなくて、食貨三八の市舶だったのか、という疑問ものこる。すでに粵海関志に食貨より年代的にも詳しい職官四四市舶を引用した資料が出ていること、また桑原隲蔵氏がすでに蒲寿庚の事跡に粵海関志を引用していることから藤田氏はあるいは、職官四四を知っていた可能性もある。ともあれ食貨三八の市舶を劉氏より差し出されたのである。

(3) 文庫抄本食貨市舶

東洋文庫で写させた昭和五（一九三〇）年末に完了した宋会要 食貨 には、文庫抄本食貨市舶は除かれています。研究者の間で、宋会要の食貨門に藤田抄本食貨市舶が除外されていることを認識している人は少ない。それ以降に刊行された湯中前掲書の目録（一九三二、昭和七年）、一九三六（昭和一一）年通行本宋会要にも、除外されている。すると藤田氏が借用した食貨市舶はもうすでに除かれていたのであるか。除外されたものを見せてもらったのであろうか。しかし、大正五（一九一六）年の書写という宋会要は前年に劉承幹に入ったばかりで、まだ編集ができないと考えて、この段階では、食貨市舶は除外されていないと考えられる。それはタイトルがき

ちんとなつてゐるからである。ではいつの段階で除外されたのであろうか。明確に出来ないが、一九一六年以降一九三〇年の間であらう。

(4) 中国国家図書館での調査

中国国家図書館善本特蔵部の一四〇三(請求番号)は「宋会要 葉渭清本」で宋会要編輯稿補編であるが、そのほかに切り取られた断片、表紙、メモなど刊行されなかつたものが多くある。そのなかで市舶に関係するものを調査した。五点あり、一つは補編にある市舶であるが、欄外の覚書がまだ紹介されていない重要な記事がある。あとの四点は、市舶はどこに入つていたかというメモ書き、走り書きのようなものであつた。そこには、互市のあとに市舶が続くはずであるが、市舶は、職官に入つてしまい、除外になつてしまったこと、互市は、和市と市舶の間にあることをメモがきにしている。これらの断片は印刷されていないし、公表されていない。それを確実に文献によつて追求できたことは、結果はともあれひとつの成果である。文献を實際にみるとわかることが多い。市舶をはずしたことを何度も記している。いつ、誰によつて、はずされたかは、明確にできないが、重複資料ということで市舶は、食貨からはずされたのである。文庫本食貨市舶は外す前のもので貴重なものである。

職官にはいつてゐるものと食貨とは、同内容とはいえ同じではない。職官の市舶は永楽大典の司字から、食貨の市舶は永楽大典の貨字から抽出したものである。

東洋文庫では宋史食貨志訳注を(一)―(六)まで四六年(一九六〇―二〇〇六)かけて完成させた。宋史の食貨志は、市舶の部分を除くを除外せずに本文に入れている。宋史食貨志の最後が互市舶である。斯波義信氏による

綿密な訳注がなされている。食貨という社会経済的な要素を含む観点から考察して、やはり、市舶は食貨の部類に収まったほうがより自然である。永楽大典の司から抽出したのが職官であるからである。職官には、官僚機構という観点からの考察が必要である。各々を両方に入れるのが、良い方法だと思う。食貨にあるものを同類として別な門に移動させないほうがより資料的価値が高まると思われる。

しかし宋会要という膨大な資料をかかえながら、かつ永楽大典という性質上、重複があるのは当然である。具体例を出しながら説明し、その重複資料をどのように活用していくか、どのようにそれを利用し、研究にとりこむかが今後の問題であると、宋会要研究の大家である梅原郁氏の鋭い提言がなされている（論文目録18。「私と『宋会要輯稿』——データ・ベース化によせて」）。今後の課題である。

付記

この小論を書くにあたり、東洋文庫文庫長斯波義信先生より関係資料、論文など細部にわたりご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。中国国家図書館善本特蔵部副研究館員史睿先生には、特蔵部が引越の最中にも拘らず、特別の閲覧許可をいただきました。ありがとうございます。また、宋会要の資料につきましていろいろとご助言をいただきました東海大学片山章教授に感謝申し上げます。

## 注

注1 湯中『宋会要研究』一九三二年、宋会要目錄に「卷三百四十 食貨六十 互市 市舶已見職官提舉市舶司存目不録」とある。一九三二（昭和七）年には、すでに市舶は職官提舉市舶に入っているの、食貨からはずしている。卷三百四十食貨六十については未詳。

注2 『論文目錄』No.24—27

注3 曾我部静雄博士が教鞭をとられた東北大学ならびに国士館大学の研究室、図書館で、関係資料がないかどうか調査していただいたが、現在のところ、ないとのことであった。調査にあたって下さった東洋大学高橋継男教授、国士館大学石橋崇雄教授に感謝申し上げます。自筆本は散逸したと思われるが、まだ三〇年ぐらいしかたっていないので、どこからか見つかるのではないかと期待している。

注4 『宋会要』の市舶に関する記述は六種ある。(一)の職官四四(二)補編(三)東洋文庫手抄本食貨市舶(六)藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」の市舶関係の資料を対比させたのが、「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」「宋会要職官四四市舶」の資料対照表である。文庫抄本を基礎にして三種の資料を対比させた。不完全な部分、説明不足の多いが一応表にしてまとめた。

注5 徐松については、このほかに「清史列伝七三」、繆荃孫「徐星伯先生事輯」『芸風堂文集』巻一、「畿輔通志二二六」、「大清畿輔先哲二五」などを参照。

注6 俞正燮『癸巳類稿』一一「徐松曰宋会要世無伝者、余於永樂大典中、輯出、無慮五六百卷」とある。

## 宋會要輯稿 論文目錄

- 1 藤田豊八「宋代の市舶司及び市舶条例」〔『東洋学報』七—二 大正六年五月、『東西交渉史の研究—南海—』一九三三年所収〕
- 2 湯中『宋會要研究』（一九三二年 商務印書館）
- 3 石田幹之助「三松齋讀書記」〔『史学雜誌』四三—九 一九三二年〕
- 4 仁井田陞「永樂大典本宋會要稿本二種」〔『東洋学報』二二—三 一九三五年〕
- 5 桑原鷺藏「注（一四）宋會要」〔『蒲寿庚の事跡』一九三五年 岩波書店〕
- 6 江田忠「徐輯宋會要稿本目錄（一）——（六）」〔『京城帝大『史学会誌』九—一四 一九三六年—一九三九年〕
- 7 浅海正三「宋會要的編纂に関する宋會要的記載について」〔『齊藤先生古希記念論集』一九三七年〕
- 8 小沼正「宋會要稿食貨目錄」〔『史学雜誌』四八—七 一九三七年〕
- 9 山内正博「冊府元龜と宋會要」〔『史学研究』一〇三 一九六八年〕
- 10 青山定雄「序」〔『宋會要研究備要 目錄』一九七〇年 東洋文庫宋代史研究会〕
- 11 王雲海『宋會要輯稿研究』（一九八四年 河南師範大學報增刊）
- 12 王雲海『宋會要輯稿』校補（統）—附闕于藤田本『宋會要』食貨・市舶の底本的探討〔『王雲海文集』二三〇—二四一頁 二〇〇六年 河南大學出版社所収〕
- 13 伊原弘「解説—『宋會要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』編集の意義と問題点」〔『宋會要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』一九八五年 東洋文庫宋代史研究委員会）
- 14 陳智超「整理說明」〔『宋會要輯稿補編』一九八七年 全國圖書館文獻縮微複製中心）

- 15 陳智超「《宋会要》食貨類的復元」(《文獻》一九八七年二、三期 一九八八年三、四期)
- 16 周藤吉之「王雲海著『宋会要輯稿考校』」(『宋・高麗制度史研究』一九九二年 汲古書院)
- 17 陳智超「解開《宋会要》之謎」(一九九五年 社会科学文献出版社)
- 18 梅原郁「私と『宋会要輯稿』——データ・ベース化によせて」(『東京大学東洋文化研究所・東洋学文献センター報』センター通信No.35 一九九五年)
- 19 中嶋敏「藤田豊八博士と宋会要」(『東洋史学論集』続編 二〇〇二年 汲古書院)
- 20 陳智超「宋代史料の収集、解読、利用——『宋会要輯稿』と『清明集』を中心として——」(『文獻資料学の新たな可能性』(『大阪市立大学東洋史論叢』別冊特集号 二〇〇六年)
- 21 陳智超「解開《宋会要》之謎(摘要)」
- 22 陳智超「陳智超自選集」(『宋会要に関する論文五点いずれも、前掲著書、論文に収録』二〇〇三年 安徽大学出版社)
- 23 斯波義信「宋会要の職官門の市舶の説明」(『宋史食貨志訳注(六)』三三九頁—四〇一頁 二〇〇六年 東洋文庫)
- 24 斯波義信「市舶についての説明」(『東洋文庫八十年史I』二三頁)
- 25 『宋会要輯稿 食貨索引 人名・書名篇』一九八二年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 26 『宋会要輯稿 食貨索引 年月日・詔勅篇』一九八五年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 27 『宋会要輯稿 食貨索引 職官篇』一九九五年 東洋文庫宋代史研究委員会
- 28 『宋会要輯稿 食貨篇 社会経済用語集成』二〇〇七年 東洋文庫前近代中国研究班

(榆林学院大学客員教授・浙江省杭州市社会科学学院研究員・東洋文庫友の会会員)



食貨三十八

宋會要卷二百十八

大興徐松輯大典本

吳興劉承幹編定

市舶

- 一、本資料は、東洋文庫蔵手抄本『宋會要』食貨三八市舶（Ⅱ―15―A―16）を活字にしたものである。
- 二、字は、できるだけ原文によったが、ない場合には、当用漢字によった。
- 三、一行二〇字、一葉十行も原文によった。
- 四、文頭の数字（1）～（110）は、年代順になっているので、便宜上つけた。
- 五、文の下の数字（1）～（37）も便宜上つけた。

東  
洋  
文  
庫

— 1 —

食貨三十八  
宋會要卷二百十八<sup>(1)</sup>  
—1—

大興徐松輯大典本  
吳興劉承幹編定

(1)  
市舶<sup>(2)</sup>

掌市舶<sup>(3)</sup>南蕃諸國物貨航舶而至者、初於廣州置司、  
以知州為使、通判為判官、及轉運使司掌其事、又遣  
京朝官三班、內侍三人專領之、後又於杭州置司、淳  
化中徙置於明州定海縣、命監察御史張肅主之、明  
年肅上言非便、復於杭州置司、咸平中又命杭州各  
置司、聽蕃客從便、若舶至明州定海縣、監官封船、塔<sup>(5)</sup>  
堵送州、凡大食·古邏·闍婆·占城·勃泥·麻逸·三佛齊·賓

同·隴·沙·里·亭·丹·流·眉·並·通·貨·易·以·金·銀·緡·錢·鉛·錫·雜  
 (6)  
 色·帛·精·龕·瓷·器·市·易·香·藥·犀·象·珊·瑚·琥·珀·珠·玦<sup>(7)</sup>·寶·鏡<sup>(8)</sup>·寶·鏡<sup>(9)</sup>  
 鼈·皮·瑋·瑁·瑪·瑙·車·渠·水·晶·蕃·布·烏·滿·蘇·木·之·物·太·平  
 興·國·初·京·師·置·樞·易·院·乃·詔·諸·蕃·國·香·藥·寶·貨·至·廣  
 州·交·趾·泉·州·兩·浙<sup>(10)</sup>·非·出·於·官·庫·者·不·得·私·相·市·易·後  
 又·詔·民·間·藥·石·之·具·恐·或·致·闕·自·今·唯·珠·貝·瑋·瑁·犀  
 牙·寶·鐵·鼈·皮·珊·瑚·瑪·瑙·乳·香·禁·樞·外·他·藥·官·市·之·餘  
 聽·市·貨·與·民·其·後·三·州<sup>(11)</sup>·知·州·領·使·如·勸·農·之·制·通·判  
 兼·監·而·罷·判·官·之·名·每·歲<sup>(12)</sup>·止·三·班·內·侍·專·掌·轉·運·使  
 亦·總·領·其·事·大·抵·海·舶·至·十·先·征·其·一·其·價·直·酌·蕃

貨輕重而差給之大典卷一萬七千<sup>(13)</sup>

(2) 太祖<sup>(2)</sup>開寶四年六月、命同知廣州潘美尹崇珂、並充<sup>(3)</sup>

市舶使、以駕部員外郎通判廣州謝處<sup>(4)</sup>玘、兼市舶判

官同上<sup>(1)</sup>

(3) 太祖<sup>(1)</sup>太平興國元年五月、詔敢與蕃客貨易、計其直、

滿<sup>(2)</sup>一百文以上、量科其罪、過十五千以上、黥面配海

島、過此數者、押送赴闕、婦人犯者、配充針工淳化五年二月

又申其禁、四貫以上徒一年、遞加<sup>3</sup>、二十貫以上

(4) 黥面配本地充役兵、同上

二年正月、命著作佐郎李鵬舉、充廣南市舶使同上

(5) 七年閏十二月、詔聞在京<sup>(1)</sup>及諸州府人民、或少藥物

(6)

食·用、今以下項香藥·止禁·榷·廣·南·漳·泉·等·州·船·船·上、  
 不·得·侵·越·州·府·界、紊·亂·條·法、如·違、依·條·斷·遣、其·在·京  
 並·諸·處、<sup>2)</sup>即·依·舊·官·場·出·賣、及·許·人·興·販、<sup>4)</sup>凡·禁·榷·物  
 八·種、<sup>5)</sup>瑁·牙·犀·寶·鏡、<sup>6)</sup>鼈·皮·珊·瑚·瑪·瑙·乳·香·放·通·行·藥  
 物·三·十·七·種、木·香·檳·榔·石·脂·硫·黃·大·腹·龍·腦·沈·香·檀  
 香·丁·香·丁·香·皮·桂·胡·椒·阿·魏·蒔·蘿·華·澄·茄·訶·子·破·故  
 紙·荳·蔻·花·白·荳·蔻·鵬·沙·紫·礦·胡·蘆·巴、<sup>7)</sup>蘆·會·華·撥、<sup>8)</sup>益·智  
 子·海·桐·皮、<sup>8)</sup>縮·砂·高·良·薑、<sup>9)</sup>草·荳·蔻·桂·心·苗·沒·藥·箋、<sup>10)</sup>香·安  
 息·香·黃·熟·香·烏·楠·木·降·真·香·琥·珀·後·紫·礦·亦·禁·榷、  
 上、同

雍·熙·四·年·五·月、遣·內·侍·八·人、齎·敕·書·金·帛、分·四·綱、各

往海南諸蕃國、勾招進奉、博買香藥犀牙眞珠龍腦、

每綱齎空名詔書三道、於所至處賜之<sup>(1)</sup>上同

(7)

端拱二年五月、詔自今商旅出海外蕃國販易者、須於兩浙<sup>(1)</sup>市舶司陳牒、請官給券以行、違者沒入其寶

貨同上

(8)

淳化二年四月、詔廣州市舶、每歲商人舶船、官盡增常價買之、良苦相雜、官益少利、自今除禁權貨外、它<sup>(1)</sup>

貨擇良者、止市其半、如時價給之、粗惡者恣其賣勿

禁同上

(9)

至道元年三月、詔廣州市舶司曰、朝廷綏撫遠俗、禁

摩  
殆  
靡

止末游比來食祿之家、不許與民爭利、如官吏罔顧

憲章、苟徇貨財、潛通交易、闌出徼外、私市掌握之珍、

公行道中、<sup>(1)</sup> 摩虞惹<sup>(2)</sup> 之謗、永言貪冒、深蠹彝倫、自今

宜<sup>(3)</sup> 令諸路轉運司、指揮部內州縣、專切糾察內外文

武官僚、敢遣親信於化外販鬻者、所在以姓名聞<sup>上同</sup>

(10) 四月令金部員外郎王澣、與內侍楊守斌、往兩浙相

度海舶路<sup>上同</sup>

(11) 六月、詔市舶司監官及知州通判等、今後不得收買

蕃商雜貨、及違禁物色、如違當重置之法、<sup>(1)</sup> 先是南

如殆若之謫

海官員、及經過使臣、多請託市舶官、如<sup>(2)</sup> 傳語蕃長、所



( 1 2 )

買香藥、多虧<sup>( 3 )</sup>價直、至是左正言馮極<sup>( 4 )</sup>奏其事、故有是

詔上同

九月王澣等使還、帝諭以言事者稱、海商多由私路

經販、可令禁之、澣等言、取私路販海者、不過小商以

魚乾為貨、其大商自蘇杭取海路、順風至淮楚間、物

貨既豐、收稅復數倍、若設法禁小商、則<sup>( 1 )</sup>大商亦不行

矣、從之、  
上同

( 1 3 )

真宗咸平二年九月、兩浙轉運使副王渭言、奉勅相

度杭明州市舶司、乞只就杭州一處<sup>( 1 )</sup>抽解、詔杭州各

置市舶司、仍取蕃官穩便  
上同

(14) 大中祥符二年八月九日、詔杭廣明州<sup>(1)</sup>市舶司自今

蕃商齎輸石至者、官爲收市、斤給錢五百<sup>(2)</sup>、以初立

禁科也、時三司定直斤錢二百、詔特增其數

(15) 九年九月十八日、太常少卿李應機言、廣州勾當市

舶司使臣、自今後望、委三司使副判官或本路轉運

使、奏廉幹者充選、從之<sup>上同</sup>

(16) 天德<sup>(1)</sup>元年六月、三司言、大食國蕃客麻思利等回收

買到諸雜<sup>(2)</sup>物色、乞免緣路商稅、今看詳麻思利等將

博買到眞珠等、合經明州市舶司抽解外、赴闕進賣

今却作進奉名目、直來上京、其緣路商稅不令放免、

輸殆轉之譌

(17)

詔特蠲其半上同

三年十月、供備庫使侍其御音(1)同、廣州市舶庫門、舊

(18)

令鈐轄監閱、望止於都監押內輸(2)司其事從之上同

四年六月、右諫議大夫李應機言、廣州通判、保(1)審官

院差、緣兼市舶公事、望自今中書選差、候得替日、如

不虧遞年課額、特與改官、優加任使其市舶使臣亦

候得替、依押香藥綱使臣例、遷轉親民任使(2)、詔廣州

通判、於京朝官中選、累有人奏舉者、具名取旨、其市

(19)

仁宗天聖三年八月、審刑院大理寺言、監察御史朱

舶(3)依所請施行上同

諫上言、福州遞年、常有船舶三兩隻、到鍾門海口、其

郡縣官吏<sup>(1)</sup>多令<sup>(2)</sup>人將<sup>(3)</sup>錢物金銀博買眞珠犀象香藥

等致公人百姓、接便博買、却違禁寶貨不少、乞申明

條貫下本州從之  
上同

(20)

四年十月、明州言、市舶司牒、日本國太宰府進奉使

周良史狀、奉本府都督之命、將土產物色進奉、本府

敢(3)

殆敢之譌

看詳、即無本處<sup>(1)</sup>章表、未敢<sup>(2)</sup>發遣上京、欲令明州只作

本州意度、諭周良史、緣無本國表章、難以申奏朝廷

所進奉物色、如肯留下、即約度價例、迴答、如不肯留

下、即却給付、曉示令迴、從之  
上同

( 2 1 )

五年九月、自今遇有舶船到廣州、博買香藥、及得一兩綱、旋具奉聞、<sup>(1)</sup>乞差使使臣管押上同

( 2 2 )

六年七月十六日、詔廣州近年蕃船罕至、令本州與轉運司、招誘安存之、上同

( 2 3 )

八年六月、詔廣州近年蕃船罕至、<sup>(1)</sup>自今三班院、依揀走馬承受使臣例、選取三人、各曾有舉主三人已上

者、具脚色姓名、供申樞密院、其差出使臣、如在任終、<sup>(2)</sup>

滿三年、委賚廉慎、別無公私過犯、仍令本路轉運使

副保奏、當與酬獎上同

( 2 4 )

景祐五年九月七日、太常少卿直昭文館任中師言、

( 2 5 )

臣在廣州、奉敕管勾市舶司使臣三人、通判二人、亦  
是管勾市舶司、名銜<sup>( 1 )</sup>並<sup>( 2 )</sup>同、勘會所使印、是市舶使字、  
乞自今少卿監以上知廣州、並兼市舶使入銜、內外<sup>( 3 )</sup>  
通判、亦充市舶判官、或主轄市舶司<sup>( 4 )</sup>事、管勾使臣並  
申狀<sup>( 5 )</sup>、詔知州徐起兼市舶使、今後少卿監已上知州、  
兼市舶使、餘不行  
上同  
神宗熙寧四年五月十二日、詔應廣州市舶司每年  
抽買到乳香雜藥、依條計綱、申轉運司、召差廣南東  
西路得替官、往廣州交管押、上京送納、事故銜<sup>( 1 )</sup>替之  
人勿差、至上元符三年六月十一日、廣東轉運司奏、欲  
於京送納字下、添入如逐路無官願就、即

( 2 6 )

不限路分官員並許召差如無官仍約  
定綱數申省乞差軍大將裝押字從之<sup>(2)</sup>

七年正月一日詔諸船舶遇風信不便飄至逐州界、

速申所在官司城下委知州餘委通判或職官與本

縣令佐躬親點檢除不係禁物稅訖給付外其係禁

諸殆漳之譎<sup>(1)</sup>

物即封堵差人押赴隨近市舶司勾收抽買諸泉福

緣海州有南蕃海南物貨船到並取公據<sup>(3)</sup>驗認<sup>(4)</sup>如已

經抽買有稅務給到回引即許通行若無照證及買

得<sup>(5)</sup>未經抽買物貨即押赴隨近市舶司勘驗施行諸

客人買到抽解下物貨並於市舶司請公憑引目許

往外州貨賣如不出引目許人告依偷税法上同

					( 2 9 )	上 同	( 2 8 )	( 2 7 )
施	條	與	解、	師	九		十	七
行	約、	師	欲、	孟、	年		九	月
上	詔	孟、	令	乞	正		日、	十
同	恐	同	師	罷	月		詔	八
	逐	共	孟、	杭	( 1 )		廣	日、
	州	詳	赴	州	二		州	詔
	有	議	三	明	日、		市	廣
	未	廣	司、	州	中		舶	南
	盡	明	同	市	書		司、	東
	未	州	共	舶	門		依	路
	便	市	詳	司、	下		舊	提
	事	舶	議	只	言、		存	舉
	件、	利	利	就	給		留、	司、
	令	害	害	廣	事		更	勅
	更	先	以	州	中		不	廣
	取	次	聞、	市	集		併	州
	索	刪	三	舶	賢		歸	市
	重	立	司	一	殿		市	易
	詳	抽	言、	處	修		務	務
	定	解	今、	( 2 )	撰		勾	
				抽	程			



( 3 0 )

元豐三年八月二十七日、中書言、廣州市舶條已修定、乞專委官推行、詔廣東以轉運<sub>(1)</sub>使孫迥、廣西以轉運使陳倩、兩浙以轉運副使周直孺、福建以轉運判官王子京、迥直孺兼提舉推行、倩子京兼覺察拘攔、其廣南東路安撫使、更不帶市舶使、

( 3 1 )

五年十月十七日、廣東轉運副使兼提舉市舶司孫迥言、南蕃綱首持三佛<sub>(1)</sub>齊詹畢國主及主管國事、國主之女唐字書、寄臣熟龍腦二百二十七兩、布十三段<sub>(2)</sub>、臣昨奉差委<sub>(3)</sub>、推行市舶法、臣以海舶法敝商旅輕於冒禁、每召賈胡、示以條約、曉之以來遠之意、今幸

刑戮不加而來者相繼、前件書物等、臣不敢受、乞估直入官、委本庫買綵帛物等、俟冬舶回報謝之、所貴通異域之情、來海外之貨、從之上同

( 3 2 )

十二月二十一日、廣西轉運副使吳潛言、雷化發船之地、與瓊島相對、今令倒<sup>1)</sup>下廣州請引、約五千里、不便欲乞廣西沿海一帶州縣、如土人客人、以船載米穀牛酒黃魚及非市舶司抽解之物、並更不下廣州請引、詔孫迥相度於市舶法、有無妨礙上同

( 3 3 )

六年十一月十七日、密州范鏐言、欲於本州置市舶司、於板橋鎮置抽解務、籠賈人專利之權、歸於公上<sup>(1)</sup>

其利有六、使商賈入粟塞下、以佐邊費、於本州請香藥雜物、與免路稅、必有奔走應募者一也、凡抽買犀角象牙、乳香及諸寶貨、每歲上供者、既無道塗勞費之役、又無舟行侵盜傾覆之弊、二也、抽解香藥雜物、每遇大禮、內可以助京師、外可以助京東河北數路賞給之費、三也、有餘則以時變易、不數月、坐有倍稱之息、四也、商旅樂於負販、往來不絕、則京東河北數路郡縣稅額增倍、五也、海道既通、則諸蕃寶貨源源而來、上供必數倍於明廣、六也、有是六利而官無橫費難集之功、庶可必行而無疑、况本州及四縣常平

( 3 4 )

庫錢不下數十萬緡、乞借為官本、限五年撥還、詔都  
 轉運使吳居厚、悉意斟酌、條<sub>(2)</sub>析以聞、<sub>(3)</sub>其後居厚言、  
 其取予輕重之權、較然可見、於今無不可推行之理、  
 欲稍出錢帛、議其取舍之便、考其贏縮之歸、仍上置  
 權易務差官吏牙保法、請自七年三月推行、已而居  
 厚又言、鑄所請置抽解<sub>(4)</sub>、務、如此則牽制明廣二州已  
 成之法、非浙廣江淮數路公私之便、海道至南蕃極  
 遠、登萊東北密邇遼人、雖立透漏法、勢自不可拘欄、  
 而板橋又非商賈輻湊之地、恐不可施行<sub>上同</sub>

哲宗元祐二年十月六日、詔泉州增置市舶<sub>上同</sub>

( 3 6 ) ( 3 5 )

三年三月十八日、密州板橋置市舶司同  
五年十一月二十九日、刑部言、商賈許由海道往來、  
蕃商<sup>(1)</sup>興販、並具人<sup>(2)</sup>、物貨名數、所詣去處、申所在州、  
仍召本土<sup>(4)</sup>、物力戶三人、委保、州為驗實、牒送願發、  
州置簿給公據聽行、回日許於合發、  
納市舶司、即不請公據而擅乘<sup>(5)</sup>、自海道入界河、及  
往高麗新羅登萊州界者、徒二年、五百里編管、往北  
界者、加二等配一千里、並許人告捕、給舶物半價充  
賞、其餘在船人、雖非船物主、並杖八十、即不請公據  
而未行者、徒一年、鄰州編管、賞減擅行之半、保人並

減犯人三等、從之上同

(37)

元符二年五月十二日、戶部言、蕃舶為風飄着(1)沿海、州界、若損敗及舶主不在、官為極救、錄物貨、許其親屬召保認還、及立防守盜縱詐(3)冒斷罪法、從之上同

(38)

徽宗崇寧(1)元年七月十一日、詔杭州明州市舶司、依舊復置、所有監官專庫手分等、依逐處舊額上同

(39)

三年(1)五月二十八日、詔應蕃國及土生蕃客願往他州、或東京販易物貨者、仰經提舉市舶司陳狀、本司勘驗(2)詣實、給與公憑、前路照會、經過官司、常切覺察、不得夾帶禁物及姦細之人、其餘應有關防約束事

( 4 1 )

諸國博易回、元豐三年舊條、只得却赴廣州抽解、後  
五年<sub>(1)</sub>三月四日、詔廣州市舶司、舊來發舶往來南蕃  
得過二分<sub>(3)</sub>、從廣南提舉市舶司請也  
上同

( 4 0 )

故有是詔  
上同  
來大食諸國蕃客、乞往諸州及東京買賣、未有條約、  
州市舶務抽解、與<sub>(4)</sub>民間交易、聽其往還許其居止、今  
舉市舶司言、自來海外諸國蕃客將寶貨渡海赴廣  
件、令本路市舶司、相度申尚書省、  
( 3 ) 先是廣南路提

往殆住之譌 (3)

來續降、沿革不同、今則許於非元發、舶州往、舶抽買、緣此大生奸弊、虧損課額、可將元豐三年八月舊條、與後來續降衝改參詳、從長立法、遵守施行上同

(42)

大觀元年三月十七日、詔廣南福建兩浙市舶、依舊

復置提舉官上同

(43)

三年七月二日、詔罷兩浙路提舉市舶官、令提舉常

平官、兼專切提舉、通判管勾上同

(44)

政和二年五月二十四日、詔兩浙福建路、依舊復置

市舶、從福建路提點刑獄邵濤請也上同

(45)

三年七月十二日、兩浙提舉市舶司奏至道元年六



月二十六日、敕應知州通判諸色官員、<sup>(1)</sup>並市舶司官

使臣等、今後並不得收買蕃商香藥禁物、<sup>(3)</sup>如有收買、

其知通諸色官員、並市舶司官、<sup>(4)</sup>並除名、使臣決配、所

犯人亦決配、緣止係廣南一路指揮、詔申明行下、<sup>(1)</sup>同

( 4 6 )

四年五月十八日、詔諸國蕃客、到中國居住、已<sup>(1)</sup>經五

世其財產、依海行無合承分人及不經遺囑者、<sup>(1)</sup>並依

( 4 7 )

戶絕法、仍入市舶司拘管、<sup>(1)</sup>同上

五年七月八日、禮部奏、福建路提舉市舶司狀、昨自

興復市舶、已於泉州置來遠驛、與應用家事什物等

並足、<sup>(2)</sup>並立定稿設饋送則例、及已置使臣一員、監市

舶務門兼充接引幹當來遠驛、及本司已<sup>(3)</sup>出給公據  
付劉著等收執、前去羅斛占城國、說諭招納<sup>(4)</sup>、許令將  
寶貨前來投進外、今照對慕化貢奉諸蕃國人使<sup>(5)</sup>等  
到來、合用迎接、犒設、津遣、差破當直人從、與押伴官  
等、有合預先措置申明事件、今措度、欲乞諸蕃國貢  
奉使副判官首領所至州軍、乞用妓樂迎送、許乘輜  
或馬、至知通或監司、客位候、相見罷、赴客位上馬、其  
餘應干約束事件、並乞依舊蠻入貢修例施行、如更  
有未盡事件、取自朝旨、本部尋下鴻臚寺勘會、據本  
寺狀稱、契勘福建路市舶司、依崇寧二年二月六日

朝旨、招納到占城羅解<sup>(6)</sup>二國、前來進奉、內占城先累

赴闕、係是廣州解發外、有羅斛國、自來不曾入貢、市

舶司自合依政和令、詢問其國遠近大小強弱、與已

入貢何國為比、奏、本部勘會、今來本司並未曾勘會

依條比奏、及申明合用迎接等事、今欲下本司勘會、

依條比奏施行、詔從之  
上同

(48)

八月十三日、詔提舉福建路市舶施述與轉一官、<sup>(1)</sup>

(49)

七年七月十八日、提舉兩浙路市舶張苑奏、欲乞鎮  
江平江府、如有蕃商願將舶貨投官入官<sup>(1)</sup>、即令稅務  
以招誘抽買寶貨增羨也  
上同

監官、依市舶法博買、內上供之物、依條附綱起發、不堪上供物貨、關提刑司、選官估賣、從之同上

( 5 0 )

去殆乞之譌 ( 1 )

( 5 1 )

宣和元年八月四日、又奏、政和三年七月二十四日聖旨、於秀州華亭縣興置市舶務、抽解博買、專置監官一員、後來因青龍江浦堙塞、少有蕃商船舶前來續承朝旨罷去正官、令本縣官兼監、今因開修青龍江浦通快、蕃商船舶輻湊住泊、雖是知縣兼監、其華亭縣係繁難去處、欲去依舊置監官一員管幹、乞從本司奏辟、從之同上

十二月十四日、詔福建提舉市舶蔡栢、職事修舉、可

特轉一官、勾當公事趙真轉一官令再任上同

( 5 2 )

三年十一月二十六日、詔諸路市舶本錢、並依茶鹽錢已得指揮上同

( 5 3 )

四年五月九日、詔應諸蕃國進奉物、依元豐法、更不起發、就本處出賣、尚敢違戾、市舶司官吏、以自盜論

( 5 4 )

上同

七年三月十八日、詔給降空名度牒廣南福建路各

( 5 5 )

仍每月具博買並抽解到數目、申尚書省上同

五百道、兩浙路三百道、付逐路市舶司、充折博本錢

高宗建炎元年六月十三日、詔市舶司多以無用之

物、枉費國用、取悅權近、自今有以篤耨香指環、瑪腦、  
貓兒眼睛之類、博買前來、及有虧蕃商者、皆重寘其  
罪、令提刑司、按舉聞奏同上

( 5 6 )

十四日、詔兩浙福建(1)提舉市舶司、併歸轉運司、令逐  
司、將見在錢穀器皿等拘收、具數申尚書省同上

( 5 7 )

十月二十三(1)日承議郎李則言、閩廣市舶舊法、置場  
抽解、分(2)粗細(3)二色、般運入京、其餘(4)重難起發之物、  
本州打套出賣、自大觀以來、乃置庫收受、務廣帑藏  
張大數目、其弊非一、舊係細色綱、只是眞珠龍腦之  
類、每一綱五千(5)兩、其餘如犀牙紫礦乳香檀香之類

( 5 8 )

故復置之同上  
市舶司<sub>(2)</sub> 尚書省言、併廢以來、土人不便、虧失數多、  
二年五月二十四日詔依舊復置兩浙福建路<sub>(1)</sub> 提舉  
支請、詔依舊依所乞<sub>上同</sub>  
色客人、就行在中、納見錢齋執兌便關子、前來本州  
色、並令本州依時價打套出賣盡作見錢樁管、許諸  
多費官中脚、乘贍家錢三千餘貫、乞將前項抽解<sub>(9)</sub>  
礦之類、皆變作細色、則是舊日一網、分爲之十二網、  
押、支脚乘贍家錢、約計一百餘貫、大觀<sub>(8)</sub>以後、犀牙紫  
盡是<sub>(6)</sub> 鱗<sub>(7)</sub> 色網、每網一萬斤、凡起一網、差衙前一名管

( 5 9 )

六月十日、詔給度牒師號二十萬貫、付福建路、十萬貫、付兩浙路、專充市舶本錢上同<sup>( 1 )</sup>

( 6 0 )

十八日、兩浙路提舉市舶吳說劄子、契勘本司廨宇、<sup>( 1 )</sup>  
舊在杭州已經燒毀、伏見杭州神霄宮、依昨降朝旨  
廢罷、見今空闲欲乞踏逐一位子量、以本司頭子錢

( 6 1 )

修葺、安着一行官吏、詔依、仍不得過四十間上同

七月八日、詔兩浙路市舶司、已降指揮、減省冗費、每  
遇海商住舶、依舊例支送酒食、罷每年燕犒、其上供

細色物貨、並遵舊制、團綱起發、罷步擔雇人、廣南福  
建、<sup>( 2 )</sup>  
市舶司准、此上同



( 6 2 )

( 6 3 )

十月十七日、司農卿黃鑄奏、臣聞元祐間、故禮部尚書蘇軾<sup>(1)</sup>奏、乞依祖宗編敕、杭明州並<sup>2)</sup>不許發船往高麗、違者徒二年、沒入財貨充賞、並乞刪除元豐八年九月內創立、許海舶附帶外夷入貢及商販一條、並蒙朝廷一一施行、臣近具海舶擅載外國入貢條約、稟之都省、蒙劄付臣戒諭、臣已取責舶戶陳志蔡周迪狀、稱今後不得擅載、如違徒二年、財物沒官之罪、欲望特降處分、下諸路轉運市舶司等處、依應遵守不許違戾、從之、同上

四年四月<sup>(1)</sup>二十六日、尚書省言、廣南路提舉市舶司

言、檢准敕節文、廣南市舶司狀、廣州市舶庫、逐日收

支寶貨錢物浩瀚、全藉監門官檢察、欲乞許從本司

奏、<sup>3)</sup>無贓私罪文武官、充廣州市舶庫監門、庶幾得人

檢察、杜絕侵盜之弊、從之  
上同

( 6 4 )

六月二十二日、詔諸路市舶司錢物、今後並不許諸

司官剗刷、如違以徒二年科罪  
上同

( 6 5 )

十月十四日、提舉兩浙路市舶劉無極言、近准戶部

符、仰從長相度、將秀州華亭縣市舶務、移就通惠鎮、

具經久可行事狀、保明申請施行、今相度欲且存華

亭縣市舶務、却乞令通惠鎮稅務監官、招邀舶船到

( 6 6 )

岸、即依市舶法、就本鎮<sup>(1)</sup>抽解、每月於市舶務、輪差專  
秤一名前去主管、候將來見得通惠鎮商賈、免般剝  
之勞、往來通快物貨興、盛即將華亭市舶務、移就本  
鎮置立、詔依上同  
紹興元年十一月二十六日、提舉廣南路市舶張書  
言言、契勘大食人使蒲亞里所進大象牙二百九株  
大犀三十五株、在廣州市舶庫收管、緣前件象牙、各  
係五六十<sup>(1)</sup>斤以上、依市舶條例、每斤估<sup>(2)</sup>錢二貫六百  
文九十四陌、約用本錢五萬餘貫文、省欲望詳酌、如  
數目稍多行在難以變轉、即乞指揮、起發一半、令本

—17—

( 6 8 )

三月三日、詔兩浙提舉市舶、移就秀州華亭縣置司、

係近便、仍責限回報、先次措置上同

有抽解買賣到息錢、並依此開具申尚書、省內兩浙

用過錢數、及賣過物色若干等、自權住起發後來所

( 6 7 )

舉市舶司、配<sub>(1)</sub>中

二年正月二十六日、詔令戶部、取會兩浙等三路提

用、餘依上同

三<sub>(5)</sub>十五株、起發赴行在、準<sub>(6)</sub>備解笏造帶、宣賜臣僚使

蒲亞里本錢、詔令張書言、揀選大象牙一百株並犀

司委官稱估、將一半就便搭息出賣、取錢添用<sub>(3)</sub>給還

官屬供給令秀州應副、  
上同

( 6 9 )

四月二十六日、戶部言、據提舉廣南路市舶張書言  
劉子、<sup>( 1 )</sup>近年以來、不蒙朝廷給降本錢、而轉運司又取

撥過本司見錢五萬貫文、見今委寔<sup>( 2 )</sup>闕乏、詔令禮部

給降廣南東路空名度牒三百道紫衣兩字師號各

一百道、撥還本司、充博買本錢支用上同

( 7 0 )

六月二十一日、廣南東路經畧安撫提舉市舶司言、

廣州自祖宗以來、興置市舶、收課入倍於他路、每年

發舶月分、支破官錢、<sup>( 1 )</sup>管設津遣、其蕃漢綱首作頭稍

工等人、各令與坐、無不得其權心、非特營辨課利、盖

據  
？

(71)

欲招徠外夷、以致柔遠之意、舊來或遇發船衆多、及  
進貢之國併至、量增添幾數亦不滿二百餘貫、費用  
不多、所悅<sup>(2)</sup>者衆、今準<sup>(3)</sup>建炎二年七月勅<sup>(4)</sup>、脩<sup>(5)</sup>坐前提舉  
兩浙市舶吳說劄子、每年宴犒、諸州所費、不下三千  
餘貫、委是枉費、緣吳說即不曾取會本路設蕃所費  
數目例蒙指揮寢罷、竊慮無以招邀<sup>(6)</sup>遠人、有違祖宗  
故事、欲乞依舊犒設、從之  
同  
七月六日、福建路安撫轉運提舉司奏、準<sup>(1)</sup>紹興二年  
四月十一日德音、勘會本路地狹民貧、官吏猥衆、訪  
聞市舶、只是泉州一處、舊來<sup>(2)</sup>係守臣兼領、今<sup>(3)</sup>既有提

( 7 2 )

舉、設屬置吏、費耗祿廩、其利之所入、徒濟姦私、而公  
上所得無幾、仰本路帥臣監司、同共相度、可與不可  
廢罷條具聞奏、逐司今相度到、未置提舉官已前、只  
是本路轉運或提刑司官兼領、比置官後、所收課額、  
元無漏落、兼每歲自八月以後、至六月以前、風信不  
順、即無販蕃<sup>4)</sup>及海南回船到岸、其提舉司官吏、於上  
項月分、並各端閑、委是可以廢還<sup>5)</sup>逐司、詔依、仍委本  
路提刑司兼領<sup>上同</sup>  
八月六日、詔市舶司廢罷、其本司銀罌錢物、並令起  
赴行在左藏庫送納、舊管人吏、以入仕年月日先後、

三分中存留一分、<sup>(1)</sup>官吏請給舊費、令提刑司、取見元

支窠名、每月支數依元窠名椿收訖、具狀申尚書省、

尋詔市舶司屬  
官不罷<sup>(2)</sup>同上

(73) 九月二十五日、詔舊市舶司職事、令福建提舉茶事

兼領、前降令提刑司兼領指揮、更不施行  
同上

(74) 十月四日、詔福建提舉茶事司、權移住泉州、就舊提

舉市舶司置、司將今來兼管市舶司職務繫銜  
同上

(75) 三年六月四日、戶部言、昨承朝旨、取會兩浙市舶司

已前酌中年分起發上京物數若干等、數權住<sup>(1)</sup>起發

錢?

往來抽解轉買、及一面賣過物數、所用本柄<sup>(2)</sup>收到息



曾？

錢、並依此開具供申、仍<sup>(3)</sup>明聲說、曾如何支使、見在之數、於何處椿管、候比照驗考、有無虧損侵隱、措置經久、可行利害、申尚書省、本部行下、本司不會開具依應回報去後、今據兩浙提舉市舶司申本司、契勘臨安府、明溫州、秀州、華亭、及青龍、近日場務、昨因兵火、寔<sup>(5)</sup>無以前文字供攢、本司今依應、將本路收復以後、建炎四年紹興元年二月內、取紹興元年酌申<sup>(6)</sup>一年、一路抽解博買到物貨、比附起發變賣、收到本息錢數、月開具<sup>(7)</sup>如後、一本路諸州府市舶務五處、紹興元年一全年、共抽解一十萬九百五十二斤零一十四

月殆日之議

兩尺錢二字八段<sup>(9)</sup>段等、本部尋行驅考得、雖有所收  
息錢、其間多有一面支使名色不一例、各不見具到  
許支條法比、欲再行取會、又恐內有違法擅支數目、  
遷延月日、不肯依公回報、若不別作擘畫、<sup>(11)</sup>又緣市舶  
務所管朝廷錢物浩瀚、唯在提舉司、檢察拘轄、似此  
深恐得以侵用、因而陷失財計、今相度欲乞委浙西  
提刑司、取索市舶司、自建炎四年以後應支使錢物  
窠名數干照、并許支條法指揮、逐一年細驅磨將不  
合支破錢數、依條追理、撥還入官、添助博買錢本、仍  
乞令諸州通判、自今後、遇市舶務抽買客人物貨、須

(10)

( 7 6 )

管依條躬親入務、同監官抽買、及自紹興三年爲始、  
歲終取會逐務開具的寔買<sup>1 3</sup>到物貨名色·數目·用過  
本錢·營運利息·應支使錢物·夾細帳狀·保明申浙西  
提刑司、從本司取索驅考、如稍有隱漏不寔<sup>1 4</sup>之數、並  
依無額上供法施行、若逐州通判、不依法躬親入務  
同監官抽買、亦乞今提刑司按劾施行、詔依<sup>上</sup>同  
七月一日<sup>( 1 )</sup>、廣南東路提舉市舶官、今後遵守祖宗舊  
制、將中國有力<sup>( 2 )</sup>之物、如乳香藥物·及民間常使香貨、  
並多數博買、內乳香一色、客算<sup>( 3 )</sup>尤廣、所差官自當<sup>( 4 )</sup>  
國、招誘博買、仍令戶部、限三日、將市舶司抽解博買

舊法參酌、重別立定殿最賞罰條格、具狀申尚書省、<sup>(5)</sup>

以尚書省言、提舉官往往非其人、致蕃商稀少、理

合講究故也

同上

(77)

八月二十二日、新差提舉廣南路市舶姚焯言、蒙恩付以南海舶事、唯蕃商物貨之職而已、他不與焉、今

赴新任、竊恐入境、已後、或見本路民間、有的寔利病、

乞依守臣五事例、得以條具聞奏、庶幾遠民或喻德

意從之

同上

(78)

應九、意從之、上同  
副<sup>(2)</sup>月九日、詔廣南市舶庫錢物、除朝廷指定取撥、合  
外、其餘官司、今後並不得取撥支使、雖奉持旨、

令？

( 7 9 )

( 8 0 )

亦聽本司執奏不行<sup>(5)</sup>、提舉姚焯言、本司錢本、多爲轉運司畫旨取撥、致以<sup>(6)</sup>應副蕃商故也。上同

十一月十二日、戶部言、諸路收買市舶司、博易物色本錢、欲依舊用坊場錢應副、從之。上同

十二月十七日、戶部言、勘會三路市舶、除依條抽解外、蕃商販到乳香一色、及牛皮筋<sup>(1)</sup>、骨<sup>(2)</sup>、堪造軍器之物、自當盡行博買、其餘物貨若<sup>(3)</sup>不權宜<sup>(4)</sup>、立定所起發窠名、切慮枉費脚乘、欲今<sup>(6)</sup>三路市舶司、將今來立定名色計置起發、下項名件、欲令起發赴行在送納、金銀眞珠玉乳香牛皮筋<sup>(7)</sup>、角象牙犀腦子麝香沉香上中

蒼？

魚	木	子	碌	藥	中	茯	華	珊	次
皮	夾	青	白	犀	等	苓	澄	瑚	箋
上	雜	木	附	鹿	螺	菩	茄	蘇	香
等	黃	香	子	速	犀	薩	安	合	檀
鹿	熟	乾	銅	香	下	香	息	油	香
皮	香	姜 <sub>15</sub>	鼎	赤	等	鹿	香	白	烏
魚	頭	川	銀	倉 <sub>(10)</sub>	螺	茸	縮	荳	文
膠	上	芎	朱 <sub>(13)</sub>	腦 <sub>(11)</sub>	犀	黑	沙 <sub>9)</sub>	蔻	木
海	等	紅	苛	腦	冰	附	降	牛	鵬
南	生	花	子	腦	銀	子	真	黃	砂
蘇	香	雄	南	腦 <sub>(12)</sub>	上	油	香	臘	朱
木	茴	黃	蕃	泥	等	腦	肉	腴	砂
熟	香	川	蘇 <sub>(14)</sub>	木	藥	菴	荳	臍	木
速	烏	椒	木	扎	犀	蓉	蔻	龍	香
香	牛	石	高	腦	中	琥	訶	涎	人
畫	角 <sub>(18)</sub>	鍾	州	夾	等	珀	子	香	參
黃 <sub>20)</sub>	白	乳	蘇	雜	藥	上	舶	藤 <sub>8)</sub>	丁
龜	牛	硫 <sub>(16)</sub>	木	銀	犀	等	上	香	香
鼈	角 <sub>(19)</sub>	黃	隨	石	下	螺	茴	血	琉
皮	沙	勺 <sub>(17)</sub>	風		等	犀	香	碣	璃

魚鰾·椰心·簞·蕃小花·狹簞·菱牙·簞·蕃顯布·海南<sup>(2 1)</sup>·碁盤  
 布·海南·吉貝布·海南·青花·碁盤·被<sup>(2 2)</sup>·單·下色·餅香·海南  
 白布·海南·白布·被<sup>(2 3)</sup>·單·棟香·上·色·餅乳香·中·色·餅香·次  
 下·色·餅香·上·色·袋香·中·色·袋香·下·色·袋香·乳香·塌香·  
 黑塌香·水濕·黑塌香·青碁盤·布·紬·生·速·香·斫·揀·選  
 低·下·水·濕·黑塌香·黃蠟·松子·榛子·夾·煎·黃熟·香·頭·白  
 蕪·黃·山·茱·萸·茅·木·防·風·杏·仁·五·苓·脂·黃·耆·土·牛·膝·毛  
 絕·布·高·麗·小·布·占·城·速·香·生·熟·香·夾·煎·香·上·黃·熟·香·  
 中·黃·香·下·箋·香·石·解·下·項·名·件·欲·令·本·處·一·面·變·賣·  
 薔·薇·水·御·礪·香·蘆·薈·阿·魏·葷·撥·史·君·子·荳·蔻·花·肉·桂·

伏？

桂·花·指·環·腦·丁·香·母·扶·律·膏·大·風·油·加·路·香·火·丹·子·  
紫·藤·香·篤·芹·子·荳·蔻·黑·篤·耨·龜·童·沒·藥·天·南·星·青·桂·  
頭·秦·皮·橘·皮·檠·甲·蒔·蘿·官·桂·榆·甘·子·益·智·高·良·姜·<sup>(26)</sup>甲·  
香·天·竺·黃·草·荳·蔻·香·紅·豆·草·果·<sup>(27)</sup>大·腹·子·肉·破·故·紙·  
苓·苓·香·蓬·莪·朮·檠·子·石·決·明·木·蘭·皮·丁·香·皮·殼·荳·  
蔻·烏·藥·柳·桂·桂·皮·檀·香·皮·姜·<sup>(30)</sup>黃·相·思·子·蒼·朮·青·椿·香·  
幽·香·桂·心·大·片·香·姜·黃·熟·纏·末·潮·腦·三·賴·子·龜·頭·枝·  
<sup>(32)</sup>寔·密·木·檀·香·纏·丁·香·枝·白·膠·香·椿·<sup>(33)</sup>香·頭·鷄·骨·香·龜·同·  
香·白·芷·亞·濕·香·沐·蘭·茸·烏·黑·香·<sup>(34)</sup>麝·熟·香·下·等·丁·香·下·  
等·冒·頭·香·下·等·<sup>(34)</sup>麝·香·頭·下·等·青·桂·片·香·麝·香·木·蕃·檳·



榔·肉連皮檳榔舊香連皮大腹鼈熟香頭·海桐皮·松

搭子犀蹄土半夏常山麩仁遠志暫香·下速香·下黃

熟香·詔依上同

( 8 1 )

五年閏二月八日、詔市舶務監官、并見任官、詭名買

市舶司、及疆買客旅舶貨者、以違制論、仍不以赦降

原減、許人告賞錢一百貫、提舉官知通不舉劾、減犯

人罪二等上同

( 8 2 )

六年十二月十三日、詔蕃舶綱首茶景芳、特與補承

信郎、以福建路提舉市舶司言、景芳招誘販到物

貨自建炎元年、至紹興四年、收淨利錢九十八萬餘

息殆恩  
賞之譌

( 8 3 )

貫、乞推息故也  
( 3 )  
上同

二十九日、戶部言、兩浙市舶司申、看詳到泉州相度、  
乞今後蕃商販到諸雜香藥、除抽解外取願不以多  
少博買外、其抽解、將細色直錢之物、依法十分抽解  
一分、其餘( 1 )麤色、並以十五分抽解一分、若依所乞、即  
於本路、委是利便等事、送戶部勘當、本部言、欲下三  
路市舶司、更切契勘、如委( 2 )寔、可行、不致虧損課息、即  
依所乞施行、仍仰今後博買物貨、照應前後節次已  
降指揮、博買施行、毋致枉有占壓本錢、除象牙乳香  
真( 3 )珠犀、係是寔( 4 )寶貨之物、合依舊分數抽解外、其諸

( 8 4 )

雜香藥物貨、欲依已勘當事理施行、詔依上同

七年七月二日、三省言、紹興七年三月二十一日勅<sup>1)</sup>

節文、監司大蕃節鎮知州差初任通判資序以上人、

軍事州軍監第二任知縣資序以上人、檢准<sup>3)</sup>紹興勅<sup>4)</sup>

諸稱監司、謂轉運提點刑獄、其提點坑冶鑄錢茶鹽<sup>5)</sup>

市舶、未有該載、詔提舉坑冶鑄錢、依監司、茶鹽<sup>6)</sup>市舶、

依軍州事已降指揮施行、上同

( 8 5 )

閏十月三日、上曰、市舶之利最厚、若措置合宜、所得<sup>1)</sup>

動以百萬計、豈不勝取之於民、朕所以留意於此、庶

幾可以少寬民力爾<sup>2)</sup>、先是詔令知廣州連南夫<sup>3)</sup>、條

( 8 6 )

具市舶之弊、南夫<sup>(4)</sup>奏至、其一項、市舶司全籍蕃商來  
往貨易、而大商蒲亞里者、既至廣州、有右武大夫曾  
訥<sup>(5)</sup>、利其財、以妹嫁之、亞<sup>(6)</sup>因留不歸、上令安南夫<sup>(8)</sup>勸誘  
亞里歸國、往來幹運蕃貨、故聖諭及之上<sup>同</sup>  
八年七月十六日、臣僚言、廣南福建兩浙市舶司抽  
買到市舶香藥物貨、依紹興六年四月九日朝旨、立  
定合發<sup>(2)</sup>本色、并令本處<sup>(3)</sup>一面變轉價錢赴行在送納  
名件、緣合起發內、尚有民間使用稀少等名色、若行  
起發、切慮枉費脚乘及<sup>(5)</sup>損官錢、詔令諸路市舶司、  
如抽買到、利劑局無用、並<sup>(6)</sup>臨安府民間使用稀少物

貨、更不起發本色、一面變轉價錢、赴行在庫務送納、  
內廣南福建路、仍起輕齋<sup>(7)</sup> 上同

( 8 7 )

有之偽

上之偽

依合起發名件、須管依限起發前來、所是<sup>(1)</sup>本處變賣  
物貨、除將自來條格內該載合充循環本錢外、其餘  
遵依已降指揮、計置起發施行、不管違戾、合赴行在  
送納、可以出賣物色、細色、呵子、中箋香、沒藥、破故紙、  
丁香、木香、茴香、茯苓、玳瑁、鵬砂、蒔蘿、紫礦、碼腦、水銀、  
天竺、黃末、朱砂、人參、鼈皮、銀子、下箋香、芥子、銅噐、銀  
朱<sup>3)</sup>、熟速香、帶梗丁香、桔梗、澤瀉、茯神、金箔<sup>4)</sup>、舶工<sup>5)</sup>、茴香

茸？

中熟速香玉乳香麝香夾雜金夾雜銀沈香上箋香  
 次箋香鹿茸<sup>(6)</sup>珊瑚蘇合油牛黃血竭<sup>(7)</sup>腦臍龍涎香  
 華澄茄安息香琥珀雄黃鍾乳石薔薇水蘆薈阿魏  
 黑篤耨麝甲篤耨香皮篤耨香沒石子雌黃鷄舌香  
 香螺奄胡蘆已<sup>(8)</sup>翡翠金顏香畫黃白荳蔻龍腦有九  
 等熟腦梅花腦米腦白蒼腦<sup>(9)</sup>腦<sup>(10)</sup>色胡椒檀香夾  
 亦蒼腦腦泥鹿速腦木扎腦<sup>(9)</sup>腦<sup>(10)</sup>色胡椒檀香夾  
 箋香黃蠟黃熟香吉貝布襪面布香米縮砂乾姜<sup>(11)</sup>蓬  
 莪朮生香斷白香藿香華撥益智木鱉子<sup>(12)</sup>降真香桂  
 皮木綿史君子肉荳蔻檳榔青橘皮小布大布白錫  
 甘草荊三稜碎箋香防風茴醬次黃熟香烏里香<sup>(13)</sup>茯

荅·香·中·黃·熟·香·冒·頭·香·三·賴·子·青·苧·布·下·生·香·丁·香·  
 海·桐·皮·蕃·青·斑·布·蕃·班·布·下·等·冒·頭·香·下·等·烏·里·香·  
 荅·牙·箋<sub>(1 6)</sub>·修·割·香·中·生·香·白·附·子·白·熟·布·白·細·布·山·桂·  
 皮·暫·香·帶·枝·檀·香·鉛·土·茴·香·烏·香·牛·齒·香·半·夏·苧·袴·  
 布·石·礫·紫·藤·香·官·桂·桂·花·花·藤·蘆<sub>(1 7)</sub>·香·紅·豆<sub>(1 8)</sub>·高·良·姜<sub>(1 9)</sub>·藤·  
 黃·黃·熟·香·頭·釵·藤·黃·熟·香·片·螺·頭·漸<sub>(2 0)</sub>·剉·香·生·香·片<sub>(2 1)</sub>·水·  
 藤·皮·蒼·朮·紅·花·片·藤·溜·琉·水·盤·頭·赤·魚·鱈·香·纏·小·片·  
 水·盤·頭·杏·仁·紅·橘·皮·二·香·大·片<sub>(2 2)</sub>·香·糖·霜·天·南·星·松·子·  
 罽·小·布·大·片<sub>(2 3)</sub>·水·盤·香·中·水·盤·香·樟·腦·青·桂·香·斧·口·香·  
 白·苧·布·鞋·面·布·丁·香·皮·草·果<sub>(2 4)</sub>·生·苧·布·土·檀·香·青·花·蕃·

吉貝·紗·瓊·枝·菜·砂·黃·粗<sub>3 3</sub>·生·香·硫·黃·泥·黃·木·桂·短·小·零  
 倭·梨·木·榼·藤·子·涓·皮<sub>(3 2)</sub>·松·香·螺·殼·連·皮·大·腹·吉·貝·花·布·  
 山·枝·子·白·檀·木·黃·丹·麝·檀·木·苧·麻·蘇·木·稍·鞞·相·思·子  
 板·掘·短·板<sub>(3 1)</sub>·肩·椰·子·長·薄·板·合·簞·火·丹·子·蛙·蛄·乾·倭·合  
 跳·子·鷄·骨·香·大·腹·檀·香·皮·把·麻·倭·板·倭·枋·板·頭·薄·板  
 蘇·木·鏤<sub>(2 9)</sub>·鐵·白·藤·龕·鐵·水·藤·坯·子·大·腹·子·姜<sub>(3 0)</sub>·黃·麝·香·木  
 黃<sub>(2 6)</sub>·白·藤·棒·修·截·香·青·桂·頭·香·蕃·蘇<sub>(2 7)</sub>·木·次·下<sub>(2 8)</sub>·蘇·木·海·南  
 師·子·綏·枝·寔<sub>(2 5)</sub>·龕·重·枉·費·脚·乘·窓·木·大·蘇·木·小·蘇·木·硫  
 鹿·角·蛤·蚧·洗·銀·珠·花·梨·木·瑠·璃·珠·椰·心·簞·犀·蹄·蕃·糖·  
 布·蓂·蓉·螺·犀·隨·風·子·紬·丁·海·母·龜·同·亞·溼·香·菩·提·子·



腦	密	仁	香	小	犀	脚	小	松	板
香	木	遠	石	布	青	珠	枋	枋	杉
栢	白	志	斛	·	木	蘇	長	厚	枋
皮	眼	海	·	白	香	木	小	板	松
黃	香	螺	大	蕪	白	脚	令	( <sup>3 4</sup> )	枋
漆	欒	皮	風	山	朮	生	板	板	海
滑	香	生	油	茱	蕃	羊	板	頭	松
石	鐵	薑	·	萸	小	梗	松	花	板
蔓	熨	黃	秦	茅	花	黃	花	小	木
荊	斗	芩	皮	木	狹	絲	螺	殼	枋
子	土	龍	草	五	簞	火	( <sup>3 5</sup> )	粗	厚
·	鍋	骨	荳	苓	海	杵	黑	黑	令
金	荳	草	蔻	脂	南	煎	籩	小	赤
毛	蔻	枕	·	黃	白	盤	三	布	藤
脊	花	頭	烏	耆	布	黑	抄	杉	厚
五	砂	土	藥	毛	·	附	香	板	枋
加	魚	琥	香	施	青	子	團	狹	海
皮	皮	珀	白	布	蕃	油	鐵		
·	拍	冷	芷	·	基	腦			
榆	環	( <sup>3 7</sup> )	木	生	盤	藥			
( <sup>3 8</sup> )		餅	蘭	熟					
甘			茸						
			麩						

( 8 8 )

(1) 板  
上 同

子・菖蒲土牛膝甲香加路香石花菜粗(39)絲繭(40)頭大價

香五倍子(41)細辛韶腦舊香御碌香大風子檀香皮纏

香皮纏末大食芎(クモン)崙(コルモン)梅(42)薰陸香召亭枝龜頭犀香豆(43)

根白腦香生香片(44)舶上蘇木水盤頭幽香蕃頭布(46)海

南碁盤布海南青花布被(45)單長木長倭條短倭條短(46)

二十三日、臣寮言、廣東福建路轉運司、遇船舶起發、

差本司屬官一員、臨時點檢、仍差不干礙(2)官一員、覺

察、至海口、俟其放洋、方得回歸、如所委官、或縱容般

載銅錢、並乞顯罪(3)、以爲慢令之戒、詔下刑部立法、刑

視？

( 8 9 )

茶事、<sup>(2)</sup> 官專一、  
 福建路提舉市舶司、  
 昨自紹興二年廢罷、遂  
 十二年十月二十八日、<sup>(1)</sup> 詔福建路提舉市舶、令見任  
 其船放洋而輒回者、徒一年、從之、  
 依知情引領停藏負載人法、  
 減三察等者、<sup>(9)</sup> 即覆視官不候  
 同蕃<sup>(7)</sup> 船所委點檢官覆視<sup>(8)</sup> 容縱夾帶銅錢、出中國界者、  
 俟<sup>(6)</sup> 候其船放洋方得回歸、諸船舶起發進奉、  
 出中國界、仍差通判一員、  
 謂不預市舶清事者、  
 轉運使、差不干礙官一員、躬親點檢、不得夾帶銅錢  
 部立到法、諸船舶起發、  
 人販及蕃船進<sup>(4)</sup> 奉所屬先報

( 9 0 )

令提舉茶事司兼領就泉州置司、時朝廷措置福建  
 臘茶、欲就行在置局絡賣<sup>( 3 )</sup>、於是通判臨安府呂斌言、  
 乞將福建路茶事司、依舊復歸建州、專一<sup>( 4 )</sup>主管買發  
 臘茶、而戶部言、今將提舉市舶司未廢併以前官吏、  
 今<sup>( 5 )</sup>量減孔目官手分各一名外、每月約支錢止三百  
 九十貫、米止十七碩、比之茶事司見請錢米、其錢歲  
 減二千四百六十貫、米減一百二十六碩、故有是詔  
 上同  
 十四年九月六日、提舉福建路市舶樓璫<sup>( 1 )</sup>言、臣昨任  
 廣南市舶司、每年於十月內、依例支破官錢三百貫

文、排、辨、筵、宴、係、本、司、提、舉、官、同、守、臣、犒、設、諸、國、蕃、商

等、今、來、福、建、市、舶、司、每、年、止、量、支、錢、委、市、舶、監、官、備<sub>(2)</sub>

辨、宴、設、委、是、禮、意、與、廣、南、不、同、欲、乞、依、廣、南、市、舶、司

禮、例、每、年、於、遣、發、蕃、舶、之、際、宴、設、諸、國、蕃、商、以、示、朝

廷、招、徠、遠、人、之、意、從、之

( 9 1 )

十、五、年、十、二、月、十、八、日、詔、江、陰、軍、依、溫、州、例、置、市、舶

務、以、見、任、官、一、員、兼、管<sub>(1)</sub>、從、本、路、提、舉、市、舶、司、請、也

上、同

( 9 2 )

十、六、年、四、月、十、日、提、舉、福、建、路、市、舶、曹、泳、言、乞、今、後

本、路、沿、海、令、佐、巡、尉、批、書、內、添、入、本、地、分、內、無、透、漏

( 9 4 )

十七年十一月四日、詔三路市舶司、今後蕃商販到

是命上同

復之<sup>(3)</sup>、一官<sup>(4)</sup>、以前任廣州<sup>(5)</sup>市舶虧損蕃商物價、故有

貨賄、於是降右朝散大夫提舉福建路常平茶事袁

日、市舶之利、頗助國用、宜<sup>(1)</sup>循舊法、以招徠遠人、虧<sup>(2)</sup>通

國王寄市舶官書、且言、近年商販乳香頗有虧損、上

( 9 3 )

九月二十五日、宰執進呈廣南市舶司繳進三佛齊

上同

有承勘市舶透漏公事、如或滅裂、許<sup>(2)</sup>本司奏劾從之、市舶物貨一項、所屬得本司保明、方得批書、及州縣

( 9 5 )

龍腦沉香丁香白荳蔻四色、並<sup>(1)</sup>依舊押<sup>(2)</sup>解一分、餘數  
依舊法施行、<sup>3)</sup>先是紹興十四年、一時措置抽解四  
分、以市舶司言、蕃商陳訴抽解太重、故降是旨、<sup>上同</sup>

( 9 6 )

州李莊除提舉福建市舶、上日、提舉市舶官委寄<sup>(1)</sup>非  
二十一年閏四月四日、右中奉大夫直顯謨閣知撫  
請也<sup>上同</sup>  
貨、收支錢物、仍與理爲本任、<sup>2)</sup>從提舉市舶司周奕  
員前去、温州江陰軍市舶務專充監官、主管抽買舶  
官、除正官外、其添差官內、許從市舶司、每務移差一

輕、若用非其人、則措置失當、海商不至矣、莊可發來  
赴闕稟議、然後之任  
上同

( 9 7 )

七月八日、廣南市舶司言、廣州通判二員、主管市舶  
職事、比之幹辦公事、職事爲簡、乞將通判賞減定、依  
幹辦公事官一等推賞、詔下本司上差通判一員、主  
管市舶職事、其賞依本司所乞、與幹辦公事一等、比  
監官條法減半推賞施行  
上同

( 9 8 )

二十七年六月一日、宰執進呈戶部措置廣南銅錢  
出界事、上曰、廣南市舶司<sup>(1)</sup>、有蕃商息錢、如反額<sup>(2)</sup>、許補  
官、此祖宗舊制、前兩年有陳乞推息<sup>(3)</sup>、又<sup>(4)</sup>、朝廷不與、恐



緣此蕃商不至、今後可與依舊例推息<sup>5)</sup>、即非創立法  
制上同  
二十九年九月二日、宰執進呈御史臺檢法官張闡  
論市舶事、上曰、廣南福建兩浙三路市舶條法、恐各  
不同、宜<sup>1)</sup>令逐司先次開具來上、當委官詳定、朕嘗聞  
闡論市舶司歲入幾何、闡奏、抽解與和買以歲計之、  
約得二百萬緡<sup>2)</sup>、如此即三路所入、固已不少、皆在常、  
賦之外、未知戶部如何收附、及作如何支使、卿等宜<sup>3)</sup>  
取見寔<sup>4)</sup>數以聞、湯思進<sup>5)</sup>奏曰、謹當遵依聖訓行下逐  
路、路司抄錄條法、并令取見收支寔<sup>6)</sup>數、俟到條數聞

乃？

舞？

奏<sup>(7)</sup>、以御史臺檢法官張闡言、比者叨領舶司、僅及二載<sup>(8)</sup>、嘗求其利害之灼然者、無若法令之未修、何者、福建廣南、各置務於一州、兩浙舶務及<sup>(9)</sup>、分建於五所、三路市舶、相去各數千里、初無一定之法、或本於一司之申請、而他司有不及知、或出於一時之建明、而異時有不可用、監官之或專或兼、人吏之或多或寡、待夷夏之商、或同而或異、立賞刑之制、或重而或輕、以至住舶於非發舶之所、有禁有不禁、買物於非產物之地、有許有不許、若此之類、不可概<sup>10</sup>舉、故官吏無所遵守、商賈莫知適從、姦吏侮<sup>(11)</sup>文、遠人被害、其爲

( 1 0 0 )

患深、欲望有司取前後累降指揮、及三路節次申請、  
釐析刪修、着<sub>1 2</sub>爲一司條制、故上諭及之上同  
孝宗隆興元年十二月十三日、臣寮言、船舶<sub>1</sub>物貨、已  
經抽解、不許再行收稅、係是舊法、緣近來州郡密令  
場務、勒商人將抽解餘物重稅、却致冒法透漏、所失  
倍多、宜<sub>2</sub>行約束、庶官司無虧<sub>3</sub>、興販益廣、戶部看詳、在  
法、應抽解物、不出州界貨賣、更行收稅者、以違制論、  
不以去官赦降原減、欲下廣南<sub>4</sub>福建兩浙轉運司并<sub>5</sub>  
市舶司、鈐束所屬州縣場務、遵守見行條法、指揮施  
行、從之上同

( 1 0 1 )

( 1 0 2 )

二 年 七 月 二 十 五 日、臣 寮 言、熙 寧<sup>( 1 )</sup> 初 創 立 市 舶 二<sup>( 2 )</sup> 司、  
 所 以 來 遠 人 通 物 貨 也、舊 法 抽 解、既 有 定 數、又 寬 期  
 納 稅、使 之 待 價、此 招 致 之 方 也、通<sup>3)</sup> 來 州 郡 官 吏、趣 辦  
 抽 解 之 外、又 多 名 色、兼 迫 其 輸 納、貨 滯 則 減 價 求 售  
 所 得 無 幾、恐 商 旅 自 此 不 行、欲 望 戒 敕 州 郡、推 明 神  
 宗 皇 帝 立 法 之 意、使 商 賈 懋 遷、以 助 國 用、從 之<sup>( 4 )</sup> 繼  
 而 戶 部 欲 行 下 廣 南 福 建 兩 浙 路 轉 運 司、并 市 舶 司、  
 鈴 東 所 屬 州 縣 場 務、遵 守 見 行 條 法 施 行、毋 致 違 戾、  
 上 同  
 八 月 十 三 日、兩 浙 市 舶 司 申 條 具 利 害、一 抽 解 舊 法

十五取一、其後十取其一、又其後擇其良者、謂如犀、象、十分抽二分、又博買四分、真珠十分抽一分、又博買六分之類、舶戶愚<sup>1)</sup>、抽買數多、所販止是粗色雜貨、照得象牙珠犀、係細色、抽買、比他貨至重、非所以來遠人、欲乞十分抽解一分、更不博買、一三路船舶、各有置司去處、舊法召保給公憑起發、回日繳納、仍各歸發舶處<sup>3)</sup>抽解、近緣兩浙市舶司事爭利、申請令隨便住舶變賣、遂壞成法、深屬不便、乞行下三路、照應舊法施行、一商賈由海道、興販諸蕃、及海南州縣、近限回舶、緣其間或有盜賊風波逃亡事故、不能如期、

( 1 0 3 )

難以立定程限、今欲乞召力戶充保、目給公憑日爲  
始、若在五月內回舶、興優饒抽稅、如滿一年內、不在  
饒稅之限、滿一年已上、許從本司根究責罰施行、若  
有透漏、元保物力戶、並當坐罪、從之  
上同  
乾道二年五月十四日、兩浙路市舶司言、建炎三年  
四月四日指揮、應販市舶香藥、紹引付人戶、遇經過  
收稅去處、依此批鑿、免兩州商稅、當來失寫物貨二  
字、致被稅務阻節、乞於香藥字下添入物貨二字、詔  
依、仍令人戶、於出給文引內、從實開坐所販名件數  
目、齎執前去  
上同

令？

(104)

六月三日、詔罷兩浙路提舉市舶司、所有逐處抽解<sup>(1)</sup>職事、委知通知縣監官、同行檢視、而總其數、今轉運<sup>(2)</sup>司提督<sup>(3)</sup>先是臣寮言、兩浙路、惟臨安府、明州、秀州、温州、江陰、軍五處有市舶、祖宗舊制、有市舶處知州、帶兼提舉市舶務、通判帶主管、知縣帶監、而逐務又各有監官、市舶置司、乃在華亭、近年遇明州船舶<sup>(5)</sup>到、提舉官者、帶一司公吏、留明州數月、名爲抽解、其實搔擾、餘州瘠薄處、終任不到、可謂素餐、今福建、廣南路、皆有市舶司、物貨浩瀚、置官提舉、誠所當宜<sup>(6)</sup>、惟是兩浙路置官、委是冗蠹、乞賜廢罷、故有是命上同

二十七日、兩浙轉運使姜誥言、奉旨提督兩浙市舶事務、今條具下項、一今來市舶司廢罷、行移文字、欲就用轉運司印記、元印合行繳納、一市舶司每歲天申聖節、及大禮、各有進奉銀絹、欲依舊例、將市舶錢收買發納、一市舶司元於見任官內、差一員兼主管文字、點檢帳狀、今欲就委轉運司屬官、提舉官廨宇、今欲充市舶務庫、安頓<sub>(1)</sub>官物、舊務却有監官廨宇、一市舶司元管都吏前後行貼司書表客司、共一十一名、今欲於內、存置前行手分貼司各一名、其餘並罷、從之  
上同



( 1 0 6 )

三年四月三日、姜誥言、明州市舶務、每歲夏汛、高麗<sup>(1)</sup>日本外國船舶到來、依例提舉市舶官、於四月初、親去檢察、抽解金珠等、起發上件、今來撥隸轉運司提督、欲選差本司屬官一員前去、從之<sup>上同</sup>

( 1 0 7 )

二十二日、詔廣南兩浙市舶司所發船回<sup>(1)</sup>、內有妄託風水不便、船身破漏、檣桅損壞、即不得拘截抽解、若有別路市舶司所發船、前來泉州、亦不得拘截、即委官押發離岸、回元來請公驗<sup>(3)</sup>去處<sup>(4)</sup>抽解<sup>(5)</sup>、從<sup>(6)</sup>福建路市舶程祐之請也<sup>上同</sup>

( 1 0 8 )

十二月二十三日、詔令福建市舶司、於泉漳福州興

(109)

化軍、應合起赴左藏西庫上供銀內、不<sub>(1)</sub>是何窠名、  
截撥二十五萬貫、專充抽買乳香等本錢、<sub>(1)</sub>從工部  
侍郎提領左藏南庫誥請也<sub>(1)</sub>同

七年十月十三日、詔今後廣南市舶司起發<sub>(2)</sub>色香

藥物貨、每綱以二萬斤正六百斤耗、爲一綱、依舊例

支破水脚錢一千六百六十二貫三百三十七文、省

限五箇月、到行在交納、如別無欠損違限、與依押乳

香三千斤推賞、其差募官管押等、<sub>(3)</sub>並依見行條法指

揮、<sub>(4)</sub>從戶部尚書曾懷之請也<sub>(1)</sub>同

(110)

九年七月十二日、詔廣南路提舉市舶司申、乞於瓊

州置主管官指揮、更不施行<sup>(1)</sup>、先是提舉黃良心言、  
欲創置廣南路提舉市舶司主管官一員、專一覺察  
市舶之弊、并<sup>(2)</sup>催趕回舶押解、於瓊州置司、臣寮言、昔  
正元<sup>(4)</sup>中、嶺南以舶船多往安南、欲差判官往安南收  
市、陸贄以謂示貪風於天下、其言<sup>(5)</sup>遂寢、遣官收市猶  
不可、況設官以漁利乎、故有是命、  
上同

## 「東洋文庫抄本」市舶、「補編」市舶、「藤田論文」市舶、職官44市舶の語句の資料対照表稿

番号	頁	年号	年	月	日	西暦	注	文庫抄本	補編	藤田論文	藤田頁	北京図書館本
1	1b	市舶司の沿革					(1)	「食貨～編定」	記述無し		298, 314,	文頭に「市舶司」とある 市易 杭州 塔 並 辨 貨 鑄（後では鐵とする） 浙 三州 止 大興一萬七千五百五十二
							(2)	市舶	市舶を赤で墨をなぞる		321～2,	
							(3)	市舶	市易		326, 342,	
							(4)	杭州			343	
							(5)	塔				
							(6)	並				
							(7)	辨				
							(8)	貨				
							(9)	鑄（後では鐵とする）				
							(10)	浙				
							(11)	三州				
							(12)	止				
							(13)	大興一萬七千五百五十二				
2	2b	開宝	4年	6月		971	(1)	同上（これ以後、注を省く）			298	記述無し
							(2)					
							(3)	並				
							(4)	處				
3	2b	太平興國	1年	5月		976	(1)	太祖	太宗（正しい）	太宗	326	太宗
							(2)	滿	滿			
							(3)	御注は双行	小字で1行	双行の説明無し	299, 354	削り注ではなく本文
4	2b		2年	1月		977	(1)					
							(2)	並				326
5	2b		7年	閏12月		982	(1)					
							(2)	並				326



15	5a		9年	9月	18日	1016	(1) 副				348	副使
16	5a	天曆	1年	6月		1015	(1) 德	禮 (正しい)	禮		383	禮
							(2) 雜	「雜」字無し				
17	5b		3年	3月	10日	1019	(1) 音同御名(双行)	小字で1行	曙		369	時其昌
							(2) 頭注「輸或轉之感」	輸、輪?				
18	5b		4年	6月		1020	(1) 保	係 (正しい)	係		348	係
							(2) 使	「使」の下〇印なし	「使」の下〇印			
							(3) 市船	市船の下に〔使臣〕とする				
19	5b	天聖	3年	8月		1025	(1) 吏	員	吏		326、377	員
							(2) 令		使			
							(3) 將		將			
20	6a		4年	10月		1026	(1) 處		處		383	
							(2) 取	取 (正しい)	取?			
							(3) 頭注「取殆取之感」	なし	なし			
21	6b		5年	9月		1027	(1) 奉聞	奏聞	奉聞 (補「奏聞」・北「聞奏」)		なし	聞奏
22	6b		6年	7月	16日	1028					381	
23	6b		8年	6月		1030	(1)	「近年蕃船寄至」北本			349	「監市船司使臣」文庫本欠落
							(2)	欠落				
							(3)	實 (正しい)	「終」なし			
							(4)	實 (正しい)	實 (正しい)			
24	6b	景祐	5年	9月	7日	1038	(1) 街 (二ヶ所)		并 (三ヶ所すべて)		344	街 (二ヶ所)
							(2) 並 (三ヶ所)					
							(3) 外					
							(4) 市船司事		「司」なし			
							(5) 〇印なし		「申状」の下〇印あり			
25	7a	熙寧	4年	5月	12日	1071	(1) 街				369	街

								(2) 「至」～「之」双行	「至」～「之」小字で1行	双行の指示なし		本文と同じ文字。元符三年の記事は錯簡
								(3) 並		并		
26	7b	7年	1月	1日	1074	(1) 頭注「諸船津之懸」		なし		なし	326, 378,	
						(2) 並		并		并	379	
						(3) 據		據		據		
						(4) 驗		驗		驗		
						(5) 得		到		到		
27	8a		7月	18日		(1) 「遼」の下1字空白	「遼」の下○印あり、「以」～「故」印あり、消去	「遼」の下○印		299		
28	8a			19日						299		
29	8a	9年	1月	2日	1076	(1) 正月	正月	正月		315	五月(長瀬は五月)	
						(2) 處	處	處		315	處	
30	8b	元豐 3年	8月	27日	1080	(1) 転運使孫迪		転運(副)使		300		
31	8b	5年	10月	17日	1082	(1) 佛	佛			381	なし	
						(2) 段	段				定	
						(3) 差					「差」字無し	
32	9a		12月	21日						379~80		
33	9a	6年	11月	17日	1083	(1) 於				339~40	之	
						(2) 析					息	
						(3) 「以聞」の下1字空白	「其」～「行」○印あり、消去	引用無し				
						(4) 解	解	解				
34	10a	元祐 2年	10月	6日	1087					339		
35	10b	3年	3月	18日	1088					339		
36	10b	5年	11月	29日	1090	(1) 商	商	蕃と商の間に「國？」とある		373		
						(2) 人	人(正しい)	人			人(正しい)	

						(3) 船 (4) 擲	船 擲	船 擲(行、或)とある			
37	11a	元符	2年	5月	12日	1099	(1) 着 (2) 極 (3) 許 (4) 冒	着 極 許 冒	著 極 許 冒の横に「許？」とある	392	振
38	11a	崇寧	1年	7月	11日	1102	(1) 寧	寧	寧	315, 352	寧
39	11a		3年	5月	28日	1104	(1) 詔 (2) 詔 (3) 「省」の下1字空白 (4) 興	「省」の下に○印あり。 「先」～「詔」印あり、 消去	説明で元符としている が、崇寧の誤り 詔の横に「審？」とある 「省」の下○印	380	
40	11b		4年	5月	20日	1105	(1) 並 (2) 寔 (3) 「分」の下1字空白 (4) 興	「分」の下に○印あり。 「徒」…「也」に印あり、 消去	并 「分」の下○印	365	實 舉
41	11b		5年	3月	4日	1106	(1) 解 (2) 頭注「性始住之觸」とあり、 往は住とする	解 往	元符は崇寧の誤り 解 往の横に「住？」とある	375-6	往
42	12a	大觀	1年	3月	17日	1107				301	
43	12a		3年	7月	20日	1109	(1) 二日	二日	二日	315	二〇



44	12a	政和	2年	5月	24日	1112	(1) 「船」の下1字空白	「徒」～「也」印あり、 消去	「船」の下○印	316	
45	12a		3年	7月	12日	1113	(1) 官員	官員	官吏	390	官員 并 并 并
							(2) 並	並	并		
							(3) 並	並	并		
							(4) 並	併	并		
46	12b		4年	5月	18日	1114	(1) 並	並	并	392	
47	12b		5年	7月	8日	1115	(1) 七月			なし	「宋会要」番夷四一七 三には七月が八月とあ る。 この二字なし 已が以とあり 詔 なし 解が正しい
							(2) 并立				
							(3) 已				
							(4) 招				
							(5) 使				
							(6) 解	解	解		
48	13b		8月	13日			(1) 「官」の下1字空白	「以」～「也」印あり、 消去		なし	
49	13b		7年	7月	18日	1117	(2) 招	招	招	323～4	詔 投資入官
							(1) 投資入官	投資入官	投資入官		
50	14a	宣和	1年	8月	4日	1119	(1) 頭注「去始乞之屬」	なし	頭注を引用せず(訂正 なし)	317	
51	14a			12月	14日					なし	
52	14b		3年	11月	26日	1121				362	
53	14b		4年	5月	9日	1122	(1) 尚			365～6、 384	僖 「吏」なし
							(2) 吏				
54	14b		7年	3月	18日	1125	(1) 並	并	并	362	并
55	14b	建炎	1年	6月	13日	1127	(1) 福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	なし	福建の下に「路」あり
56	15a				14日		(1) 福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	福建の下に「路」なし	316	
57	15a			10月	23日		(1) 十月二十三日	十月二十日ミス	366、369		

58	15b	2年	5月	24日	1128	(1) 福建路提	福建の下に「路」なし 「市船司」の下○印	316	分の下に「為」がある 鑑細 鑑 係 已	
						(2) 「市船司」の下1字空白 消去。市船司に縦線あり				
						(3) 分				
						(4) 鑑				
						(5) 千				
						(6) 足				
						(7) 鑑				
						(8) 以				
						(9) 鑑				
59	16a		6月	10日		(1) 二	字	362～3	一	
						(1) 字				
						(1) 已				
60	16a			18日		字	321	字		
									(1) 已	
61	16a		7月	8日		并	381	以		
									(2) 福建	
62	16b		10月	17日		(1) 蘇	蘇	375	福建の下に「路」あり	
						(2) 並				
63	16b	4年	2月	26日	1130	(1) 四月	并	368	二月	
						(2) 市				
						(3) 奏の下に准を欠く				
64	17a		6月	22日		鎮	奏	なし	「州」とする。「鎮」正 しい。	
										(1) 鎮
65	17a		10月	14日				318、322	「州」とする。「鎮」正 しい。	
										(1) 鎮
66	17b	紹興	1年	11月	26日	1131	(1) 五六十一 ※3	五六十一	209	「州」とする。「鎮」正 しい。
							(2) 估			
							(3) 用			

67	18a	2年	1月	26日	1132	(4) 並	酌	なし	井 二十五株	
						(5) 三十五株				二十五株
						(6) 準				
						(1) 配				
						(2) 俵 (駄が正しい)				
						(3) 解				
(4) 寔	寔									
68	18a		3月	3日				318		
69	18b		4月	26日		(1) 劉子	割 (正しい)	割 (正しい)	363	
						(2) 寔				寔
						(1) 管				
						(2) 梶				
						(3) 準				
						(4) 物				
(5) 箱										
70	18b		6月	21日		(1) 管	寔?	382	説 準 寔 物 箱 機	
						(2) 梶				
						(3) 準				
						(4) 物				
						(5) 箱				
						(6) 逸				
71	19a		7月	6日		(1) 準	準	328-9	準	
						(2) _____				
						(3) 今				
						(4) 蕃				
						(5) 可				
						72				19b
(2) 「尋語…罷」双行 ※4										
(1) 一分										
(2) 「尋語…罷」に「雙行」の朱印あり、捺消せず。末尾の「罷」に「雙行止」の印なし。したがって、文庫本では双行となっている。										
(1) 一分										
(2) 一部 引用無し										
73	20a		9月	25日				329		



77	22a		8月	22日		(1) 已			398	「以」と書こうとしたのであろう。途中でやめている。
78	22a		9月	9日		(2) 或	咸	咸	363	不付特 (正しい)
						(1) 撥 (正しい)				
						(2) 副		并		
						(3) 並				
						(4) 持				
						(5) 「不行」の下の1字空白	「提」～「也」印あり、消去。行の下に「一 (縦線)」あり。	「不行」の下の○印		
79	22b		11月	12日		(6) 以応副「無」なし	無以応副	以(難) 応副 ※5	363	
80	22b		12月	17日		(1) 筋			365 (香角 薬名は記さない)	筋角 宜 纈 令 筋 藤 沙 倉 空白に「米」あり 脳臓 蘇 姜 礎
						(2) 宥				
						(3) 物師若不權	物師若不權	物師不權 (「若」なし)		
						(4) 宜		なし		
						(5) 切		なし		
						(6) 「今」、頭注「令？」	令	なし		
						(7) 筋		なし		
						(8) 藤		なし		
						(9) 沙	沙	なし		
						(10) 「倉」、頭注「蒼？」	倉	なし		
						(11) 「筋」の下の1字空白	空白に「米」あり	なし		
						(12) 脳臓	脳臓	なし		
						(13) 蘇		蘇 (三字下も同じ)		
						(14) 姜		なし		
						(15) 姜		なし		
						(16) 礎		なし		



82	24b	6年	12月	13日	1136	(1) 勅	蔡	蔡	なし	蔡
						(2) 「郎」の下1字空白	「以」～「也」印あり、 消去。「郎」の下に「一 (縦線)」あり	「郎」の下○印		
83	25a		12月	19日		(3) 「息」、頭注「息始恩賞 之傍」。息は恩賞とする	息	「息」の横に「恩？」 とあり	なし	織 實 「眞眞」とあり一字多 い 實
						(1) 寔				
						(2) 寔				
						(3) 眞				
						(4) 寔				
						(4) 寔				
84	25b	7年	7月	2日	1137	(1) 勅	蕃	蕃〔藩〕	353	敝 準 敝 敝 鹽 鹽
						(2) 蕃				
						(3) 准				
						(4) 勅				
						(5) 塩				
						(6) 塩				
85	25b	閏10月	3日			(1) 宣		「欄」の下○印	392	亘
						(2) 「欄」の下1字空白	「先」～「之」印あり、 消去。「欄」の下に「一 (縦線)」あり			
						(3) 連南天	連南夫 (正しい)	連南夫 (正しい)		
						(4) 南天	南夫	南夫 (正しい)		
						(5) 訥	訥	訥		
						(6) 車の後の里が欠落	車の後の里が欠落	車里留不歸 (正しい) 「車」の下に「里」あ り、その下の「因」な し		







(12)	繁		
(13)	鳥里香		
(14)	番斑布		
(15)	鳥		
(16)	麩		
(17)	盆		
(18)	豆		
(19)	姜		
(20)	漣		
(21)	片		
(22)	片		
(23)	片		
(24)	果		
(25)	「疋～脚乗」字の横に ○印あり		
(26)	黄		
(27)	蘇		
(28)	蘇木次下		
(29)	海南蘇木		
(30)	姜		
(31)	枝		
(32)	消		
(33)	粗		
(34)	令		

應	下の欄外に「零上香中 眞蒸香」とあり、鳥里 香以下を欠けているの で補充している。
なし	
五。「鳥」であらう	
草	
蕙	
朝	
片	
片	
片	
菓	
礎	
礎	
蘇木」の下に「次下」	
なし、二文字白空。	
「海南蘇木」の四文字 なし、四文字白空。	
薑	
板	
消	
粗	
零	



89	29b	12年	10月	28日	1142	(7) 「販」～「同」双行	「販」～「同」印あり。	二十八	331～2	十八。「三」なし。
						(8) 「覆～同」双行	双行止の印を消さず。 「覆～同」印あり。双 行止の印を消さず。			
						(9) 「覚」～「等」双行	「覚」～「等」印あり。 双行止の印を消さず。			
						(1) 二十八				
						(2) 「事」の下1字空白	「福題」～「韻」印あ り。双行と双行止の印 を消す。			
						(3) 給	給			
						(4) 専一主管買	専一主管買			
						(5) 今	「主管」なし 除？とする(藤田のみ)			
						(1) 樓壽(正しい)	樓壽			
90	30a	14年	9月	6日	1144	(2) 備	備	樓「繪？」	382	備
						(1) 「管」の下1字空白	「徒」～「也」に印あ り。消去			
91	30b	15年	12月	18日	1145	(1) 曹	「曹」なし	なし	319	
						(2) 許	許			
92	31b	16年	4月	10日	1146	(1) 宜	宜(正しい)	なし		宜 宜(正しい)
						(2) 虧	虧			
						(3) 之	之			
						(4) 「官」の下1字空白	「官」の下に○印あり。 「以」～「命」印あり、 消去			
93	31a		9月	25日		(1) 宜	宜(正しい)	なし	357	南
						(2) 州	州			
						(3) 南	南			
						(4) 並	並			
						(5) 州	州			
94	31a	17年	11月	4日	1147	(1) 並	並	并	357	南
						(1) 並	並			

95	31b	18年	閏8月	17日	1148	(1)	州	抽	「行」の下○印	抽	「行」の下○印	354	「州」なし
						(2)	「任」の下1字空白	「先」～「是」印あり、 消去	「任」の下に○印あり。 「従」～「也」印あり、 消去	「任」の下○印	なし		
96	31b	21年	閏4月	4日	1151	(1)	寄					なし	章
97	32a		7月	8日		(1)	船司					386	「船司」の下に「通年」 が入る。他はなし。 及(正しい) 恩(正しい) 人 恩
98	32a	27年	6月	1日	1157	(1)						342	宜 「萬」なし 宜 宜 宜 退 實
						(2)	反	及					
						(3)	推息		「推息」は「恩」の感か 息。「恩」の字の誤り であらう。				
						(4)	又(正しい)						
						(5)	息						
99	32b	29年	9月	2日	1159	(1)	宜	宜				342	宜 「萬」なし 宜 宜 宜 退 實
						(2)	萬(正しい)						
						(3)	宜	宜					
						(4)	寔						
						(5)	進	進					
						(6)	寔						
						(7)	「奏」の下1字空白	「奏」の下「一(縦線)」 ○印、「以」～「也」 印あり、消去					
						(8)	切						
						(9)	「及」頭注「乃？」	乃					
						(10)	概	乃					



105	36a			27日		(1) 頓				なし	
106	36b	3年	4月	3日	1167	(1) 汎				220	汎
107	36b		4月	22日		(1) 回				376	
						(2) 解	解				
						(3) 験	験				
						(4) 處					
						(5) 解	解				
						(6) 「解」の下1字空白	「從」～「也」印あり、 消去				
108	36b			12月	23日	(1) 「鏡」の下1字空白	「從」～「也」印あり、 消去			363	
109	37a	7年	10月	13日	1171	(1) 広南市船	広南市船			371	
						(2) 竈	竈				
						(3) 並	並				
						(4) 「指稱」の下1字空白	「從」～「也」印あり、 消去				
110	37a	9年	7月	12日	1173	(1) 「不施行」の下1字空白	「施行」の下にー(縦 線)あり。「先」～ 「命」印あり。消去			302	
						(2) 並	并				
						(3) 寮					
						(4) 正元	正元				
						(5) 言					

※ 「藤田論文」とは「宋代の市船司及び市船條各例」(『東洋学報』7-2、大正6年5月、「東西交渉史の研究—南海—」1932年所収)である。

※ 「補綴」は年号・月・日毎に「另行」という印がある。その印に従って月・日毎に番号を付した。

※ 「東洋文庫抄本」市船と「補綴」市船、「東洋文庫抄本」市船と「藤田論文」市船引用「宋会要」職官44市船の記述が異なる部分のみ記した。

※ 1 「凡」に雙行あり。～「種」雙行止の印あり。この印を墨で消している。これを「凡」～「詔」印あり、消去と記す。以下、これに従う。

※ 2 「文庫抄本」には欄外に注記がある。

※ 3 「五六十」[宋会要] 職官44市船では、「五七十」とある。また「宋会要」蕃夷493大食、同日に「五十七斤」とある。五十七斤が正しい。

※4 「補編」に「尋」の字に「雙行」の朱印あり。抹消されていない。末尾に雙行止の印なし。したがって、藤田抄本では、「尋」～「龍」の九字が双行となっている。即ち、「補編」で「雙行」の印のある文章末尾に「雙行止」の朱印があり、その両者とも墨で抹消している。そのために双行にすることなく、普通に書いている。このNo.72は、「雙行止」を抹消し忘れた例として興味深く、藤田本は双行としている。他にも同じような例がある。

※5 藤田の○は「補編」のどのような時にあるのか。No.78は「補編」が一と線があるとき。文庫本は「以応副」とあり、「補編」は「無以応副」とあり、「無」の字がある。意味は「無」があるのとはいいが肯定か否定の違いである。意味上から言って、「無」は絶対に必要である。藤田氏は書写の時に「無」を抜かしてしまった。意味がとれないので、(無)と〔 〕をつけている。

